

午前十時開議

○加藤たいき委員長 ただいまから企画総務常任委員会を開会いたします。

○加藤たいき委員長 本日は、報告事項の聴取等を行います。

それでは、1 報告事項の聴取に入ります。

まず、㊦第三回定例会提出予定案件について、議案①から④の補正予算四件について、一括して理事者の説明をお願いします。

○山下財政課長 それでは、令和八年度世田谷区一般会計補正予算（第三次）ほか三件について、まとめて説明いたします。

補正予算（案）概要の右肩のページ番号で三ページをお開きください。今回の補正予算の内容でございますけれども、国、都の学校給食費無償化に連動した対応のほか、子ども・子育て関連施設に対する熱中症予防支援事業の実施、また、止水版設置工事助成金の増額など、速やかに対応すべき施策につきまして補正をするものでございます。

補正額は全体で五十四億二千三百万円、うち一般会計は十六億五千二百万円です。特別会計につきましては、それぞれ資料に記載のとおりとなっております。

四ページにお進みください。各会計予算規模でございます。一番上の一般会計につきまして、今回補正額を加えました補正後予算額、表の一番右上になりますけれども、こちらは四千三百四十八億二千六百万円になります。特別会計を合わせた全体の合計としましては、右下の数字、六千二百八十二億七千八百万円となります。

続いて、五ページにお進みください。一般会計歳入・歳出款別一覧でございます。まず、歳入です。

右側に主な項目として囲みのところがございます。これのうち㊦の繰入金です。三つ目の財政調整基金繰入金でございます。今回、十九億四千四百万円ほどの減額とします。これは令和七年度からの繰越金が確定したことに伴いまして、今年度一次補正と二次補正で予定しておりました財政調整基金からの繰入金を全額減額するものでございます。

次に、㊧の繰越金でございます。今回、繰越金としまして七億二百万円ほど活用する予定です。

六ページにお進みください。こちらは歳出の款別になってございます。個別の事業につきましては、後ほど一〇ページ以降のところの説明をいたします。表の右側の下にありま

す令和七年度からの繰越財源の欄を御覧ください。令和七年度実質収支は百四十八億三百万円ほどとなっております。ここから当初予算で計上した一千円と今回の補正で計上している七億二百万円ほどを差し引いた残りの百四十一億百万円ほどが今後の補正の財源となっております。

一〇ページまでお進みください。各会計歳出事業概要でございます。この間、委員の皆様には既に一通り御説明をさせていただいておりますので、少しポイントを絞って説明させていただきます。

まず、2の区民生活関連のうち、㊦社会保障・税番号制度事務でございます。マイナンバーカードにつきましては一定期間ごとに更新手続が必要であり、今後も更新手続のピークが見込まれます。また、国は令和十一年度中に次期マイナンバーカードの導入を予定しており、将来的な業務量の増加にも対応できるよう、（仮称）世田谷区第二マイナンバーカードセンターを令和九年七月に開設する予定としてございます。場所は、用賀駅近くの賃貸物件を予定しておりまして、今回、仲介手数料や家賃で賃料五か月分に当たる一千九百六十二万円ほどを計上いたします。

次に、㊧環境配慮型住宅推進事業です。エコ住宅補助金につきましては、より多くの方に御活用いただけるよう、今年度に補助対象メニューや補助単価の見直しを行ったところですが、そのメニューのうち、屋根の高反射改修につきましては、中東情勢の影響で塗料が大幅に値上がりしており、区民負担の増加によって屋根改修を控えることが懸念されることから、改めて補助単価を見直し、現行の一棟当たり七万円から十万円に引き上げます。さらに、四月から七月までの受付分では、窓断熱やドア断熱の申請件数が多かった状況も踏まえ、これらを合わせて一千四百九十三万円ほど予算を追加するものです。

続いて、㊨の商業振興です。六月に判明いたしましたせたがやP a yの月間上限を超えたポイント付与事案につきまして、検証委員会の中間報告を踏まえた短期的な対応として、直接的な原因となったシステム事業者による作業を不要にし、ポイント付与をシステムで自動化するためのシステム改修と、事業主体である世田谷区商店街振興組合連合会の事務運営をサポートするための別事業者による伴走支援やシステム監査に係る経費に対する補助金を追加するものでございます。

一一ページにお進みください。3保健福祉関連の㊩民生委員等活動です。東京都が地域課題の複雑化や連絡手段の多様化、個人情報保護対策など、民生委員等の活動の負担が増大していることを踏まえ、令和八年四月分から活動費の単価を増額しております。これ

に合わせ、区としても月額で一律一万七千五百円を増額するものでございます。

続きまして、㊸から㊻までまとめて説明いたします。東京都が子どもの熱中症予防として、保育施設などを対象に日よけやミストシャワー、サーキュレーターなどの機器の購入や設置費用への補助制度を設けたことを受け、区としても都の補助制度を活用するため予算を計上するものでございます。事前に各施設にニーズ調査を行っておりまして、その結果に基づいて予算を積算してございます。

一二ページにお進みください。4都市整備関連のうち、㊼の都市型水害対策の推進です。昨年の七月や九月に発生した大雨により、区内の多くの箇所道路冠水や床上・床下浸水が発生したことも踏まえ、令和八年度から住宅や事業所での止水板設置工事等への助成を行っているところでございますが、設置工事に係る申請件数や一件当たりの費用が当初の想定を上回る見込みのため予算を増額するものでございます。財源としまして、災害対策基金の活用を予定してございます。

続いて、一三ページにお進みください。5の教育関連のうち、㊽の学校給食保護者負担軽減事務です。まず、一点目ですけれども、東京都が子育て世帯の給食費等の負担軽減を図るため、私立小中学校に通う児童生徒の保護者に対し、区市町村が給食費相当額を補助する場合に、その二分の一を補助する事業を実施することとなり、区としても都の補助制度を活用して子育て支援を充実させてまいります。なお、国立の学校やインターナショナルスクールなどは東京都の補助対象とはなってございませんが、区独自に支援することといたします。

次に、二点目でございますけれども、区立小中学校において、病気やけが、不登校などを理由として長期に欠席をし、恒常的に給食を喫食していない児童生徒の保護者に対し、経済的負担軽減と給食費無償化の利益を受ける世帯との均衡を図るため、給食費相当額を支給することといたします。

続いて、一四ページにお進みください。特別会計の補正でございます。三会計でございますけれども、まとめて説明させていただきます。いずれの会計も、令和七年度からの繰越金の確定による財源更正のほか、国や都の補助金の精算に伴う償還金の計上、東京都などへの支払い金の確定に伴う増減、または介護保険事業会計につきましては繰越金を財源とした基金への積立てなどを補正するものでございます。

次に、一五ページにつきましては、繰越明許費の補正となっております。それぞれ記載のとおりでございます。

続いて、一六ページと一七ページにかけまして、債務負担行為の補正でございます。こちらそれぞれ記載のとおりとなっております。

最後、一八ページでございます。基金現在高一覧です。財政調整基金、減債基金、特定目的積立基金を合わせた令和七年度末現在高でございますが、小計欄のところを御覧いただきたいと思います。一千六百四十一億七千五百万円ほどとなっております。また、その右側の令和八年度末現在高見込みでは、今回の補正で計上する分を反映した金額となっております。

私からの説明は以上です。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 次に、⑤世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明をお願いします。

○好永選挙管理委員会事務局長 それでは、世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。本件は、第三回区議会定例会提出予定案件でございます。

資料をお開きいただき、右肩一ページを御覧ください。本改正は、世田谷区議会議員区長選挙における選挙運動の公費負担の限度額を引き上げる改正でございます。

まず、1改正理由でございますが、昨年の六月に国会議員の選挙における選挙運動に関し、最近における物価の変動等を踏まえまして、公費負担の限度額を改定する公職選挙法施行令の一部が改正されました。これを受けまして、区の条例も区に準拠させる必要が生じたため、区議・区長選挙における公費負担の限度額の改定を行うものでございます。

2改正内容でございます。㊦選挙運動用ビラの一枚当たりの作成単価を八円三十八銭に改めます。㊧選挙運動用ポスターに関しましては、一枚当たりの作成単価を、ポスター掲示場の数が五百以下である場合は五百八十六円八十八銭に改め、ポスター掲示場の数が五百を超える場合は、一枚当たりの作成単価を算出する計算式に用いる金額を二十九万三千四百四十円と三十円七十三銭に改めます。

その下の米印のところでございますが、本区の場合、最新の選挙人名簿登録者数によると、ポスター掲示場の数は八百九十八か所ですので、限度枚数は八百九十八枚となります。八百九十八枚と作成単価を掛け合わせた公費負担の上限額は六十二万二千三百十四円

となります。ちなみに計算式により求められる一枚当たりの作成単価は、六百六十七円から二十六円引き上げられ六百九十三円となります。

3の施行期日は公布の日から施行いたします。

4新旧対照表は、二ページから三ページまででございます。

それから、四ページ目が、公費負担の対象とその限度額の一覧の改定後のもの、五ページ目が、改定前の前回の区議・区長選挙のものでございます。

四ページの改定後の一覧を御覧ください。表の中段、ビラの作成及び下段のポスターの作成の部分の右側の太線で囲った部分が今回の改定部分で、その中のアンダーラインの金額が改定額でございます。

一ページにお戻りいただきまして、5今後のスケジュールでございますが、九月中旬に開催されます第三回区議会定例会に提案させていただく予定でございます。

御説明は以上でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 次に、⑥世田谷区民健康村なかのビレジ外二施設改修機械設備工事（令和八年度）請負契約について、理事者の説明を願います。

○谷澤経理課長 世田谷区民健康村なかのビレジ外二施設改修機械設備工事（令和八年度）請負契約につきまして御説明いたします。

本工事は、公共施設中長期保全計画に基づき、主に施設の運営上に必要な予防保全工事を行うものであります。本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であることから、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、第三回区議会定例会に議案として提出する予定のものでございます。

本件は、本日開催の区民生活常任委員会においても御説明を行っております。

まず、資料の1契約の方法でございます。入札は本年七月二十二日に一般競争入札により行いました。

2の予定価格は三億九千三百二十二万八千円でございます、3の契約金額は三億七千七十万円、落札率九四・二七％でございます。

4の相手方の住所、代表者は記載のとおりでございます、名称は株式会社イシイ設備工業東京支店でございます。

5の工期は令和九年十一月五日、そして、6の支出科目等は記載のとおりでございます。
令和九年度までの債務負担を取っております。

次ページ以降に入札結果を記載しております。

私からの説明は以上でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 次に、⑦世田谷区本庁舎整備等工事請負契約変更について、理事者の説明を願います。

○谷澤経理課長 世田谷区本庁舎整備等工事請負契約変更について御説明いたします。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約を変更するものとして、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、第三回区議会定例会に議案として提出する予定のものでございます。

本契約は、令和三年第一回区議会臨時会において、大成建設株式会社東京支店を相手方として、契約金額三百六十四億一千万円、工期を令和九年十月十五日とする内容で御議決をいただき、令和三年五月二十日に契約締結をしたものでございます。

その後、専決処分による変更を五回、議決による変更を三回行っております。今般下記の理由により契約金額を変更するものでございます。

まず、1の契約件名、2の相手方は記載のとおりでございます。

3の契約金額でございます。議決金額は四百二十一億三千四十一万八千円でしたが、その後、後ほど御説明いたします専決処分による契約変更を経まして、現在の契約金額は四百二十三億一千十一万四千円となっております。今回の変更により、変更金額は四百二十七億八千四百五十六万六千円となり、四億七千三百三十四万二千円の増額となります。

4の工期に変更はございません。

5の変更理由ですが、工事請負契約約款第二十五条第六項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変更に係る費用を追加する必要があるためでございます。

私からの説明は以上でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 次に、⑧財産（電動式移動棚）の取得の変更について、理事者の説明をお願いします。

○谷澤経理課長 財産（電動式移動棚）の取得の変更について御説明いたします。

本件は、予定価格六千万円以上の財産の取得の変更に該当するため、世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定に基づき、第三回区議会定例会に議案として提出する予定のものでございます。

本契約は、令和七年第四回区議会定例会におきまして、株式会社ヤナギを相手方として、契約金額二億一千百二十万円、納期を令和八年十一月三十日とする内容で御議決をいただき、令和七年十二月八日に契約締結をしたものでございます。

まず、1の契約件名は記載のとおりでございます。

2の契約金額ですが、二億千百二十万から二億一千六十九万四千円となり、五十万六千円の減額でございます。

3の納期に変更はございません。

4の相手方は記載のとおりでございます。

5の変更理由ですが、世田谷区本庁舎等整備工事におきまして、空調・給排水・電気設備工事間での詳細な調整によりまして、書庫内のスプリンクラーの設置位置や向きの変更等が発生したことに伴い、消防法令を遵守するため一部の棚の段数を減少させる必要が生じたためでございます。

私からの説明は以上でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

○大庭正明委員 文章だけだと味気ないので、棚ってというのは、大体みんなが想像している棚でいいのかしらというか、それを減らすわけですよね。五十万円分、向きを変えたり、段差を変えたりとかというので。それは備付けというか、あつらえるものなんですか、それとも、もう出来上がったものをその形で切って設置する、そういうものなんですか。二億円もするので、ちょっとどういう棚なのかちょっと想像がつかないんですけども。

○田中政情報課長 棚につきましてはオーダーメイドで作成するものとなっております。

○大庭正明委員 どれぐらいの、一つの部屋に入るぐらいの大きなものなんですか。例えば何冊入れられるとか、どのぐらいの大きさだとかというのは。

○田中区政情報課長　今回、文書保存箱約一万三千箱ほど保存できるものとなっております。限られたスペースの中にオーダーメイドで作成するような形となっております。

今回、スプリンクラーの向き等が変わった関係で、スプリンクラーが一部干渉しないようにという形で、天井から距離を取ったりということで、段数が一部減ったような形となっております

○加藤たいき委員長　次に、認定①から⑤の決算認定五件について、一括して理事者の説明をお願いします。

○山下財政課長　それでは、令和七年度各会計歳入歳出決算認定に係ります資料、世田谷区令和七年度決算概要を御覧いただきたいと思います。決算につきましては、第三回定例会の決算特別委員会で御審議いただく予定となっておりますので、本日は概略のみの説明とさせていただきます。

それでは、資料の右肩三ページを御覧ください。

1の令和七年度各会計決算でございます。令和七年度における特別会計を含む各会計の合計の決算額は、歳入総額が六千八百八十六億四千六百万円、前年度と比較しまして二百三十四億六千四百万円、三・九％の増、歳出総額が五千九百四十三億三百万円、前年度と比較して百九十六億六百万円、三・四％の増となっております。このうち一般会計につきましては、歳入総額が四千二百六十二億八千三百万円で、前年度比二百八億百万円、五・一％の増、歳出総額が四千六十五億七千百万円で、前年度比百七十五億七千百万円、四・五％の増となっております。

次に、四ページにお進みください。左側にあります表2の一般会計実質収支等の状況で示しているとおり、一般会計における決算収支につきましては、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額C欄のところになりますけれども、百九十七億一千百万円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、百四十八億四百万円になってございます。

次に、五ページにお進みください。こちらは一般会計における歳入決算の状況でございます。二段落目でございます。特別区税は、賃金の上昇などによる一人当たり納税額の増や国の定額減税による減収影響の復元などによりまして、前年度比で百五十五億一千八百万円の増となりました。また、特別区交付金は、財源である固定資産税や市町村民税法人分の増収などによりまして、前年度比二十億二百万円の増となっております。

次に、六ページにお進みください。こちらは歳出決算の状況でございます。二つ目の段落でございますが、まず増項目としまして、民生費が児童手当支給費の増や物価高対応子育て応援手当の支給費などによりまして、前年度比九十八億三千七百万円の増、また、総務費が本庁舎等整備工事費の増や用地取得基金繰出金などによりまして、前年度比で六十億九千二百万円の増となっております。一方で、減項目でございますけれども、公債費は過去の特別区債発行の抑制に伴う償還額の減によりまして、前年度比で十三億七千七百万円の減となっております。

七ページにお進みください。こちらは基金と特別区債の状況でございます。左側の表6、主な基金の推移では、令和四年度以降の年度末現在高をお示ししてございます。今般の決算を踏まえた七年度末現在高は、先ほど補正予算の際にも触れましたが、一千六百四十一億七千五百万円で、前年の六年度末との比較では百億七千四百万円の増となっております。右側のグラフ3では、特別区債残高を含め、令和十二年度までの見込みをお示ししてございます。今後、老朽化が進む学校等の公共施設整備には多額の予算が必要となるため、基金残高と特別区債残高の差は小さくなっていく見込みでございます。

八ページ以降につきましては、特定目的積立基金の活用実績のほか、特別会計の決算状況、また財政指標などについて記載をしてございますけれども、後ほど御確認いただきたいと思います。詳細につきましては、第三回区議会定例会の決算特別委員会の際に説明をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 次に、報告①令和七年度世田谷区財政健全化判断比率の報告について、理事者の説明をお願いします。

○山下財政課長 それでは、令和七年度世田谷区財政健全化判断比率につきまして報告いたします。

この判断比率につきましては、平成十九年に成立しました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

お手元の資料の1を御覧ください。財政健全化判断比率として四つの比率をお示ししてございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、赤字がないことからバー

表示となっております。実質公債費比率につきましてはマイナス〇・三％、将来負担比率につきましては、将来負担する区債残高などに対して充当可能な財源が上回っていることから、こちらもバーの表示となっております。

次に、②算出根拠等をお示ししてございます。四つの比率を算定する際には、いずれも分母に標準財政規模を用いてございます。この標準財政規模につきましては、国庫補助金などの特定財源を除いた一般財源ベースで自治体の標準的な財政規模を示すものでございます。主な内訳としましては、特別区民税、地方譲与税、特別区交付金のうち普通交付金などの合計額となっております。

①の実質赤字比率につきましては、一般会計等、当区では一般会計に学校給食費会計を加え、実質赤字額の標準財政規模に対する比率を算定するもので、枠の中が計算式となっております。この比率につきましては赤字を示すものであり、実質収支額が百四十八億四百万円ほどのプラスであったことから、計算上ではマイナス五・七八％となります。比率としましては赤字が発生していない場合はバー表示とすることになってございます。

次に、②の連結実質赤字比率につきましては、先ほどの一般会計等に、そのほかの三つの特別会計を加えまして、当区全ての会計の連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率として算出しております。連結実質収支額は百九十四億三千六百万円ほどのプラスでございましたので、実質赤字比率と同様に、こちらもバー表示となっております。

次に、二ページにお進みください。③の実質公債費比率につきましては、公債費及び公債費に準じた経費が標準財政規模に対してどの程度の割合となっているかを示す比率で、三か年の平均で表す指標となっております。令和七年度単年度の実質公債費比率は一・二％となりまして、また、前年度、前々年度の単年度の実質公債費比率は、令和五年度がマイナスイ・四％、令和六年度はマイナス〇・八％となっていることから、これら単年度の比率の三か年の平均によりまして、令和七年度の実質公債費比率はマイナス〇・三％となっております。

最後に、④の将来負担比率でございます。こちらは地方債残高のほか、退職手当の負担見込額といった将来負担が標準財政規模に対してどれくらいかという指標でございまして、計算の結果、マイナス六八・八％となっております。こちらについても、計算式の分子で、将来負担額から充当可能な財源としまして、基金や地方交付税の基準財政需要額への算入見込額などを差し引いており、この差し引く額が将来負担額を上回っていることから、数字がマイナスとなっております。比率としましては、数字がマイナスの場合は

バー表示となります。

一番下に枠囲みで参考として、世田谷区に適用されます早期健全化基準などを記載してございます。指標のいずれかがこの数字を超えた場合、早期健全化団体、もしくは財政再生団体として、議会の議決を経まして財政健全化計画を策定しなければならないなどの制約を受けることとなりますが、世田谷区はいずれも基準値を大きく下回っている状況となっております。

説明は以上になります。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○そのべせいや委員 これまで財政健全化判断比率の一切のデータについてマイナスだったと確認をしています。少なくとも令和二年度決算の分からデータを見ていたんですけれども。それに対して、今回、実質公債費比率の令和七年度単年分について、一・二％とプラスになりましたが、これがプラスになったことについて、どのように評価を区役所としてしているのか、実質公債費比率三か年平均自体もマイナス〇・三％ですので、恐らく多分、その前から見てきても三％台だったものからどんどんマイナスの絶対値自体は小さくなってゼロに近づいている状態ではありますが、これがプラスになることによってどのような評価をしているのかだけお伺いします。

○山下財政課長 正直申し上げまして、この実質公債費比率が現在上昇傾向にあるんですけれども、その評価はなかなかちょっと難しいものと考えています。この指標の算出式には、分子の右側の括弧書きのところで、元利償還金等に係る基準財政需要額算入額というのがございます。これは、地方交付税交付金の算定で用いられる数値になってございまして、二十三区におきましては、その数値は各区の実態に応じたものではなくて、別途総務省から示される理論値を用いて算出をしている状況です。

実際、世田谷区の公債費は減少傾向にございまして、こちらの数値は上昇傾向にあるようなところで、こうした状況は他区も同様であって、ちょっと二十三区にとってはなかなか評価しにくい指標となつてございます。ただ、これも先ほど申し上げた総務省から提示される値というのが年々数値としては低くなっていく見込みでございます。差し引く金額がどんどん低くなっていくので、どうしても値としては今後も高くなっていくというところでございます。

○加藤たいき委員長 次に、②及び③の令和七年度・八年度世田谷区土地開発公社の経営

状況に関する書類の提出について、一括して理事者の説明を願います。

○並木用地課長 それでは、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定に基づきまして、第三回区議会定例会で報告をさせていただく予定の令和七年度及び令和八年度における世田谷区土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

初めに、令和七年度世田谷区土地開発公社の経営状況に関する書類の提出を御覧ください。

1 事業実績でございます。㊦公有地取得事業につきましては、区の事業計画上、補助金の導入が見込まれるなど、土地開発公社による取得が適する物件につきまして、区の依頼に基づき、公有地の拡大の推進に関する法律第十七条第一項第一号に規定する用地として取得する事業でございます。

令和七年度に取得いたしました公有地の総物件数は三物件、面積は一万一千六百七十六・一九平方メートル、取得金額は四十六億六千四百十四万二千五百二十二円でございます。このうち、道路・街づくり用地につきましては、既に取得済物件の追加補償三件に伴う増額のみであるため、新規の取得物件については、この道路・街づくり用地はゼロ件、取得金額は補償費の百四十九万七千二百円となっております。七年度の主な物件といたしましては、北烏山七丁目緑地、粕谷四丁目緑地などがございます。

㊧公有地処分事業につきましては、公有地取得事業により公社が取得し、保有している公有地を、区へ譲渡、処分する事業でございます。令和七年度に処分いたしました公有地の総物件数は二十物件、面積は六千三百八十八・〇一平方メートル、譲渡金額は五十二億二千五百七十万二千三百三十円でございます。主な物件といたしましては、代沢せせらぎ公園拡張用地、京王線の東鉄十付九号及び下高井戸駅の駅前広場でございます。

なお、公社が保有する公有地ごとの面積、取得年月日等につきましては、議会報告資料として提出をいたします令和七年度土地開発公社決算書の附属明細表に記載がございます。

次に、2 財務諸表でございます。㊨貸借対照表は、資産、負債及び資本のバランスから、土地開発公社の財政状況を示すものでございます。

資産につきましては、区の依頼により取得した公有地など公社が保有する財産でございます。百五十二億四千三百三十六万二千三百八十五円となっております。一方、負債及び資本につきましては、合わせまして百五十二億四千三百三十六万二千三百八十五円でございます。

㊦ 損益計算書は、一定期間における収益と費用の差し引きから土地開発公社の経営成績を示すものでございます。事業収益につきましては、区への公有地処分によって得た収入でございまして、五十二億二千五百七十万二千三百三十円となっております。一方、事業原価につきましては、区へ処分した公有地の取得費及び取得にかかった経費でございまして、こちらは五十二億二千五百七十万二千三百三十円となっております。

なお、公社の事業活動における利益は発生しておりません。

次の事業外収益等は、公社経営にかかった事務費等の収支でございます。

当期純利益は五十円でございます。内訳は、区からの資本金の預金利息になっております。

令和七年度の経営状況についての御説明は以上となります。

引き続きまして、令和八年度世田谷区土地開発公社の経営状況に関する書類の提出を御覧ください。

1 事業計画でございます。㊧ 公有地取得事業計画につきましては、総事業費百二十八億三千五百六十七万円でございます。主な物件といたしましては補助五四号、補助一二八号、補助一五四号、区画街路一三号、補助二一六号及び区画街路一四号のほか、等々力溪谷公園拡張事業用地、成城三丁目緑地拡張事業用地などがございます。

㊨ 公有地処分事業計画につきましては、総事業費四十四億九千七百七十三万一千円でございます。こちらの主な物件としましては、補助五四号、補助二一六号及び区画街路一四号、下高井戸駅駅前広場のほか、北烏山七丁目緑地事業用地、等々力農業公園用地などがございます。

次に、2 予算でございます。収益的収入及び支出は、公社の事業活動の予定でございます。収益的収入につきましては、公有地処分事業によって得られる収入と区からの事業費負担金などを合わせました四十四億九千九百十五万一千円となっております。一方、収益的支出につきましては、処分する公有地の取得費及び取得に係る事務費など、こちらも四十四億九千九百十五万一千円になってございます。

㊩ 資本的収入及び支出は資産に当たります公有地を取得するために係る収支でございます。資本的収入等につきましては、金融機関からの借入金、区からの借入金に、公有地処分事業によって得られる収入等を合わせた二百二億七千七百五十三万二千円となっております。一方、資本的支出につきましては、処分する公有地の取得費及び取得にかかった経費、利息相当額に、借入金の償還金等を合わせた二百二億七千七百五十三万二千円と

なっております。いずれも収入と支出の差は生じない予算となっております。

令和八年度の経営状況についての御説明は以上でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 ④議会の委任による専決処分の報告（世田谷区本庁舎等整備工事）について、理事者の説明を願います。

○谷澤経理課長 それでは、議会の委任による専決処分の報告（世田谷区本庁舎等整備工事）について御報告いたします。

こちらは、先ほどの議案説明で御説明させていただきました現在の契約金額に至った専決処分の内容でございます。1の契約件名、2の相手方は記載のとおりでございます。

3の契約金額でございます。議決金額は記載のとおりでございます。既定金額は四百二十二億四千六百八十九万七千円でしたが、今回の変更により、契約金額は四百二十三億一千十一万四千円となり、六千三百二十一万七千円の増額となります。

4の工期に変更はございません。

5の変更理由ですが、まず一点目が、会議室等の鍵管理効率化のため、電気制御錠を導入するとともに、風除室の自動扉について防災センターから一括施錠が可能な仕様へ変更することで、セキュリティ機能の向上を図るためでございます。

二点目は、一時的な集中豪雨にも対応できるように当初計画しておりました排水側溝に加えまして、道路を横断する排水側溝を追加する必要性が生じたためでございます。

そして三点目は、設計段階では屋上庭園外周部につきまして、中木を生垣上に配置することで、転落のおそれがある箇所への立入りを制限する計画としておりましたが、利用者の安全性を一層確保する必要があることから、転落防止フェンスを設置するためでございます。

そして四点目ですが、東二期棟の完成に伴う来庁者の増加を見据えまして、東一期棟のエレベーターホールに階数表示を追加することで、利便性の向上を図るためでございます。

6の専決処分日ですが、地方自治法第百八十条第一項の規定に基づきまして、議会の委任による専決処分として令和八年八月七日に行い、令和八年第三回区議会定例会に御報告をさせていただくものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

○くろだあいこ委員 変更理由の内訳というか、どれぐらいそれぞれかかっているものなのでしょうか、教えてください。

○鳥居庁舎建設担当課長 まず、①の会議室などへの電気制御錠の設置につきましては約二千万円になります。②の中央区道への横断側溝の設置につきましては約一千五百万円です。③の屋上庭園への転落防止フェンスの設置につきましては約一千三百万円。最後に、④一期棟エレベーターへの階数表示の追加ですけれども、こちらは七百万円ということになります。

○加藤たいき委員長 ⑤議会の委任による専決処分の報告（世田谷区立奥沢中学校校舎棟他解体工事）について、理事者の説明を願います。

○谷澤経理課長 議会の委任による専決処分の報告（世田谷区立奥沢中学校校舎棟他解体工事）について御報告いたします。

本件は当初、令和七年第二回区議会定例会におきまして株式会社テクノエコを相手方としまして、契約金額三億二百九十四万円、工期を令和八年七月三十一日とする内容で御議決をいただいたものです。今般、以下の理由によりまして契約金額を変更するものでございます。

1の契約件名、2の相手方は記載のとおりでございます。

3の契約金額は三億二百九十四万円が三億二千九百五十六万円となり、二千六百六十二万円の増額でございます。

4の工期に変更はございません。

5の変更理由ですが、まず、一点目が、令和七年三月適用の公共工事設計労務単価に係る特例措置のためでございます。そして、二点目が、工事請負契約約款第二十五条第六項の規定に基づきまして、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要性が生じたためでございます。そして、三点目が、工事着手後、くいの規格が既存図面の内容を上回ることが判明しまして、撤去に必要な機材の変更及び追加作業が発生したためでございます。

6の専決処分日ですが、地方自治法第百八十条第一項の規定に基づき、議会の委任に専決処分として、令和八年七月十七日に行いまして、令和八年第三回区議会定例会に御報告

させていただくものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 ⑥議会の委任による専決処分の報告（世田谷区立大蔵運動公園斜面地保全工事）について、理事者の説明を願います。

○谷澤経理課長 議会の委任による専決処分の報告（世田谷区立大蔵運動公園斜面地保全工事）について報告いたします。

本件は当初、令和七年第二回区議会臨時会におきまして、新館建設株式会社を相手方としまして、契約金額二億九千三百十五万円、工期を令和八年十月三十日とする内容で御議決をいただいたものでございます。今般、以下の理由により契約金額を変更するものでございます。

1の契約件名、2の相手方は記載のとおりでございます。

契約金額は二億九千三百十五万円が二億九千九百二十九万四千六百円となり、六百十四万四千六百円の増額でございます。

4の工期に変更はございません。

5の変更理由ですが、当初は、発生土を現場内に仮置きしまして、埋戻し土として再利用する予定でありましたが、想定以上に植物の根が混入していることが判明しまして、再利用するための分別作業が必要となったためでございます。

6の専決処分日ですが、地方自治法第百八十条第一項の規定に基づきまして、議会の委任による専決処分として、令和八年七月三十日に行い、令和八年第三回区議会定例会に御報告させていただくものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○大庭正明委員 これは、例えば残土の上に黒いビニールというのかな、そういうので養生しておくような形にしておいて、外から種とかそういうが入らないように、通常空き地、区が購入してしばらく使わないような空き地にはそういう養生がしてある感じがするんですけれども、むき出しでさらしたままにしていたから、そこに草がぼうぼう生えちゃったということなんですか。

○谷澤経理課長 委員おっしゃるような、あらかじめ黒いシートで覆っているというような話はちょっと伺ってはおりませんので、多分さらしていた形になっていたかと思っております

○大庭正明委員 それは、最初の契約というか、仕様の中に入っていなかったんですか。それとも、区がそこに置きっ放しにしておいて、そこから契約が始まったということだったんですか。

○谷澤経理課長 地中にどれほど根が張っているかというのが、掘削する箇所が異なるということで、想定以上に植物の混入率が高かったということで、発生土と植物を分別する作業がちょっと必要になってしまったということで伺っております。

○大庭正明委員 何かもうちょっとすっきりしないんだけど、やり方について、後でこんなにコストがかかるんだったら、最初からかからないような仕様というか、そういう契約条件みたいな形にしておいたほうがよかったのではないかなと、感想です。

○加藤たいき委員長 ⑦議会の委任による専決処分の報告（世田谷区役所通り電線共同溝工事等委託）について、理事者の説明を願います。

○谷澤経理課長 議会の委任による専決処分の報告（世田谷区役所通り電線共同溝工事等委託）について御報告いたします。

本件は当初、令和五年第一回区議会臨時会におきまして、東電タウンプランニング株式会社を相手方としまして、契約金額六億千九百二万二千四百三十二円、工期を令和八年十月三十日とする内容で御議決をいただきました。その後、令和七年第三回区議会定例会におきまして、工期を延長する変更議決をいただいております。今般、以下の理由によりさらに工期を変更するものでございます。

1の契約件名、2の相手方は記載のとおりでございます。

3の契約金額に変更はございません。

4の工期ですが、令和八年十月三十日から令和八年十二月十五日となります。

5の変更理由は、本工事路線沿道の民間建築工事と作業帯が競合し、作業帯の離隔が取れず、工期の変更が必要となったためでございます。

6の専決処分日ですが、地方自治法第百八十条第一項の規定に基づき、議会の委任による専決処分として、令和八年八月二十一日に行い、令和八年第三回区議会定例会に御報告させていただくものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 ⑧議会の委任による専決処分の報告（擁壁改修工事（池尻四丁目二番先））について、理事者の説明をお願いします。

○谷澤経理課長 議会の委任による専決処分の報告（擁壁改修工事（池尻四丁目二番先））について御報告いたします。

本件は当初、令和六年第四回区議会定例会におきまして、日鋪・高橋組興業建設共同企業体を相手方として、契約金額五億五千五百五十万円、工期を令和八年十一月十八日とする内容で御議決をいただいたものでございます。今般、以下の理由により契約金額及び工期を変更するものでございます。

1の契約件名、2の相手方は記載のとおりでございます。

3の契約金額は五億五千五百五十万円が五億八千六十九万四千四百円となり、二千五百十九万四千四百円の増額でございます。

工期は令和八年十一月十八日から令和九年一月十七日となります。

5の変更理由ですが、一点目は、現場精査の結果、地盤が当初の想定より軟弱であることが判明し、鋼矢板圧入時の施工方法をクレーンによるつり込み施工へ変更する必要性が生じたためでございます。そして二点目が、工事着手後、地中障害物が発見され撤去工事が必要となったためでございます。そして三点目が、施工敷地内の電柱移設工事の進捗に伴いまして、西側作業構台設置工の着手時期に変更が生じたためでございます。

6の専決処分日ですが、地方自治法第百八十条第一項の規定に基づき、議会の委任による専決処分として、令和八年八月二十一日に行い、令和八年第三回区議会定例会に御報告させていただくものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 次に、⑨から⑩の例月出納検査の結果二件について、一括して理事者の説明をお願いします。

○中西総務課長 令和八年五月・六月分の例月出納検査の結果につきましては、告示日に議案とともに配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 ⑪職員の賠償責任等に係る監査の結果について、理事者の説明を願います。

○中西総務課長 それでは、職員の賠償責任等に係る監査の結果について御説明いたします。

1の主旨でございます。令和八年八月十四日付で区監査委員より、職員の賠償責任及び長の要求監査結果報告書による監査の結果報告がありましたので、地方自治法第百九十九条第九項の規定に基づき、第三回区議会定例会に御報告するものでございます。

2の概要でございます。事故の発覚は令和七年十二月十五日で、金額は一万一千五十円でございます。窓口におけます証明及び資料の交付に伴う釣銭といたしまして、十万円を保管していたところ、このうちの一万一千五十円の不足が令和七年十二月十五日に判明したものでございます。

3監査の経過でございます。事故発生報告によりまして、不十分な現金管理体制の中で釣銭が亡失していることを認識し、亡失による区の損害についての責を問うべき過失があると認め、区長は区監査委員に対して、令和八年三月二十六日付で、地方自治法第二百四十三条の二の八及び第百九十九条第六項の規定に基づき、同課の財務会計職員及び亡失した釣銭の保管に関わっていた職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定を求めたものでございます。

4監査結果の概要でございます。賠償責任及び賠償額につきまして、地方自治法第二百四十三条の二の八第一項に基づき、職員の賠償責任の有無及び賠償額を決定してございまして、金銭出納員に対し、損害の三割である三千三百十五円を賠償請求するとした内容でございます。

金銭出納員とは、会計管理者の事務を補助する職として、各所属における現金の出納保管等の事務を行っているところでございます。

二ページを御覧ください。このたびの監査結果では、金銭出納員は求められる注意義務を尽くしていたとは言い難いが、課として統一的な管理・運営ルールがないなど、釣銭管

理への課全体の関心が希薄であったと認められ、損害の全てを金銭出納員の過失に起因するものと評価せず、損害の三割と認めるのが相当であるとされています。その他の関係者につきましては、地方自治法上の賠償責任を負い得る職員に当たらず、また、本件亡失との因果関係がないことなどから、民法に基づく損害賠償請求を認めることも相当でないとする結果でございます。

次に、㊦改善勧告についてでございます。以下、改善点につきまして、今後内容をまとめ、措置の結果につきましては、令和八年十月十五日までに監査委員宛て通知することが求められてございます。

①手提げ金庫の安全な管理についてでございます。業務時間中、釣銭用の現金の入った手提げ金庫が、ダイヤル錠及びシリンダー錠はいずれも養生テープで塞がれ、施錠できない状態で保管されていたことなどから、手提げ金庫及び釣銭を適切かつ安全に保管し、管理することが強く求められるというものでございます。

②つり銭の確認について、本件亡失が発覚するまでの長期間にわたり、手提げ金庫内の現金を確認していなかったことなどから、日々の現金照合の手順を明確にし、職員が当該照合を業務の一環として確実に漏れなく実施する仕組みを整備することが必要であるとの指摘でございます。

③指定金融機関における両替の適切な実施について、両替を実施する統一的な基準を定めることや、金銭出納員が関与した両替時の具体的な手順を整備し、また、複数の職員による相互確認等も徹底する必要があるとの指摘でございます。

④現金取扱いに関する管理・運用ルールについてです。三ページを御覧ください。現金を取り扱う業務につきまして、統一的な管理運用ルールが明文化されていなかったことから、現金の保管、確認、入出金などに関する取扱い方法をマニュアルとして明文化し、これに基づく運用を徹底する体制を構築することが求められる。また、今年度中に新庁舎への移転が予定され、新庁舎における各係や金庫の配置、レイアウト、来庁者や職員の動線等を踏まえた検討も必要であるというものでございます。

次に、㊧意見についてでございます。①部長・課長の職責について、全ての部長、課長が各組織のトップとして自らの職責を改めて認識するとともに、所属職員を適切に管理監督し、適切な現金管理を徹底するよう取り組まれない。具体的には、以下に記載のとおりでございます。

②金銭出納員の教育について、新たに金銭出納員に任命される職員が、その職務内容、

責任の範囲、金銭出納や現金管理の具体的な実施手順等について十分に理解し、その職責の重要性を理解できるよう、研修の実施や体系的なマニュアルの整備など、金銭出納員の教育の強化を図られたいとするものです。具体的には、以下に記載のとおりでございます。

続いて、会計事務指導の実効性の確保について、四ページを御覧ください。会計事務指導に当たっては、その指導事項を可能な限り文書化するとともに、指摘事項ごとに是正期限及び是正結果の報告を求めるなど、実効性が担保される仕組みを検討されたい。具体的には、以下記載のとおりでございます。

④会計事務における課長の役割の明確化について、会計事務規則等において、組織運営の実態に即した課長の役割や金銭出納員等との管理監督関係を明確にすることを検討されたい。具体的には、以下に記載のとおりでございます。

⑤コンプライアンスの推進について、世田谷区コンプライアンス基本方針に基づくリスクマネジメントの取組について、管理職をはじめ職員一人一人がその意義や重要性を理解し、リスクへの対策が日常的に確実に実践されるよう、改めて注意を喚起することはもとより、各課の取組状況をモニタリングする機会を増やし、必要に応じて改善を求めるなど、リスクの発生を未然に防止する実効性のある取組となるよう取り組まれたい。具体的には、以下に記載のとおりでございます。

五ページを御覧ください。5対応でございます。本件監査結果につきましては、区としても重く受け止めてございます。今後、該当する職員による賠償状況も踏まえ、管理監督者も含めた服務上の責任を判断してまいります。

なお、本件亡失事故につきましては、本年二月四日の区議会常任委員会におきまして、所管部より報告しておりますが、既に再発防止策を講じているところでございます。

6今後のスケジュールでございます。令和八年九月第三回区議会定例会に御報告いたします。

なお、七ページ以降に監査委員からの監査結果報告書がございますので、後ほど御確認いただければと思います。

御説明は以上でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○大庭正明委員 委員長、これは問題が深いので、十問ぐらいちょっと続けてやっていいですか。

○加藤たいき委員長 なるべくコンパクトにまとめて。

○大庭正明委員 もちろん、コンパクトにまとめた上で十問です。

○加藤たいき委員長 分かりました。

○大庭正明委員 まず、本件は一万一千五十円という、額は小さいけれども公金管理の基本が組織的に守られていなかったということがあると思うんですけども、まず、それは認められますか。組織管理の、公金管理の基本が組織的に守られていなかった点が重要だということは、まず認めますか。

○中西総務課長 ただいま御質問いただきました組織管理がというところですけども、所管部からの報告によりますと、組織として管理が不十分だったということを伺ってございます。

○大庭正明委員 手提げ金庫が施錠不能な状態で、一年以上扉のない棚に放置され、会計室の会計事務指導で、それは駄目だよと指摘された後も、面倒くさいということでそのままにしてあったということは、書いてあるんですけども、認めますよね。これはどういうことなんですかということです。

先ほど、指摘されても守らない、手提げ金庫がセロテープみたいなもので、ちょっとつないで、がらがら開けられる棚の中に置いてあって、その中には八万円だか二万円だか、とにかく公金が入っているわけです。それを、いわゆる会計室の会計事務指導が行われた後も守られていないんですよ。これは組織としてどうなんですか。指導しているのに一年以上守られていなかった。それについてはちゃんと言ってくださいよ。

○中西総務課長 所管部からの報告によりますと、会計課から事務指導を受けた後、手提げ金庫の保管方法について具体的な検討は行ったというところではございますが、実施までは至らなかったというふうに報告を受けてございます。また、管理監督者からも、指導内容を正しく把握して、そういった金銭取扱いに関する認識を十分に持って取り扱わなければいけなかったところ、そこまでは十分にできていなかったというふうに所管部からは報告を受けてございます。

○大庭正明委員 そんなきれいごとじゃないですよ。要するに、現金を棚ざらしにして、誰でも取れるような状態、または誰でもなくすような状態になっているのを直しなさいよと、普通、家の中でも言いますよね。それをよそからわざわざ言われて、言われたにもかかわらず、そのとおりにしなかった。忙しかったとかね、面倒くさいとか、そういうことを言っているわけですよ、監査報告の中では。面倒だからこんなことはできるかいみたい

なことを言って、そういうことを放置していたと。まず、そういう体質なんですよ、今の区役所の中の一部か全体が分かりませんが、少なくとも一部はね。

釣銭のうち、八万円は一年間、現金照合が行われないう。常に十万円あって、二万円はこっちに出して、現金で出し入れしていて、もしもの場合に備えて八万円はここに入れておきましょうねという約束だったんだけど、これも一年間、現金照合が行われず、両替、つまり二万円のほうについても、記録や複数人による相互確認がなかった。もうやりっ放しですよ。要するに、毎日仕事があって、そのお仕事に携わっている人が、仕事を一日六十件ぐらいおやりになるそうですけれども、八万円を入れたり出したり、二万円を戻したり出したりというのを毎日毎日やって、それを一年間も照合もしていなかったと。これは、もう組織としてはどうなんですか。

○中西総務課長 今、大庭委員から御指摘いただき箇所につきましては、監査委員からも勧告ですとか意見ということで、組織に対しての管理運営が十分じゃなかったというような御指摘を多々いただいております。組織としてのそういったマニュアルもなく、ルールもないというような状態でこの間きていたことがよろしくないということは、監査委員のほうからも御指摘をいただいているところです。

○大庭正明委員 だから、言っても言うこと聞かないんですよ、実態として。それで、今、総務課長だけが答えているというのも、僕は何か不平等な感じがするんだけど、もっと偉い人がちゃんと責任を持って答えるべきだと僕は思うんだけど、言っても言うことを聞かない職員がいるということね。

次に、釣銭と両替の運用ルールは、一度も文書化、マニュアル化されず、口伝えのみで引き継がれていた。要するに、これはどういうふうにするんですかというのが、どこにも書いてなかった。しかも、ここは、これは想像ですけれども、会計年度任用職員が結構出入りしているので、当番が、やる人のメンバーが、ちょっと替わりやすい位置にいて、どうもどうすればいいんですかと誰に聞いていいかまず分からないという状態、または遠慮。それで、人が見ているように、見よう見まねでやればいいんだろということ、確たる仕事のやり方だということを確認を持てずに皆さんやっていたらしいということなんですけれども、これもマニュアルを書けと、以前にちゃんと言われるんですよ。課長通達か何かで、課長が、職員が分からないようなことがあったら、特に現金に関してはやれと、こういうふうな形で出し入れをしてやりなさいよという通達が入っていたはずなんです。入っていたけれども、これも守られていなかったんですよ。

○中西総務課長 マニュアルがなかったんですよねという御質問だと思いますけれども、監査委員からの指摘もございますが、今回は現金取扱いに関する管理運用マニュアルも策定しておらず、手順書等も整備してこなかったということで、おっしゃられていたような不十分な管理の状態が長期間続いていたということでございます。

○大庭正明委員 組織が上から下にだんだんと命令なり、仕事のやり方とかというのをちゃんと明確に伝えているにもかかわらず、現場ではそのことがそのとおりになされていなかったということなんです。それで、今回一番問題なのは、課長、部長の権限や監督責任が会計事務規則上明確に規定されていないので、実際管理機能が機能していなかったということと、それゆえに、今回責任が問われないというふうになっているんですけれども、今回現場の担当した職員のみが三千幾らの賠償金を払うということで、その上司の人たちは会計管理上の責任が明確になっていなかったということなので、また、その時期が明確にならないのでおとがめなしと。会計上の処分としてはおとがめなしというのも、これは不平等だと僕は思うんですよ。

だって、それはかわいそうじゃないですか。末端というか、現場で働いている人たちに、その仕事の内容も教えずにやりっ放しにさせておいて、それで事故が起きたと。それで、その上の課長とか部長なんかは、そうでしたかみたいな感じで、他人事みたいな感じでいたかどうか知らないけれども、その辺のところが無責任だというのは何か感じることはないんですか。

○中西総務課長 今、大庭委員から御指摘ございましたとおり、管理監督者、部長、課長の部分ですけれども、課長につきましては、年度をまたがって、異動されていたということもあって、具体的な発生時期が一年間という、会計指導があつてから十二月に発見するまでの一年間で年度をまたがっていたということもありまして、具体的な発生時期を特定できず、亡失との義務違反との間に因果関係を認めることができないという結果として、今回の財務会計上は賠償責任ということは負えないという結論にはなっております。また、部長につきましても、会計事務規則上は金銭出納員の監督責任を負うということが定められているところではございますが、こちらにつきましても、今回の賠償責任監査というのが、財務会計、また民法上からも該当しないという結果としてなっております。

ただ、監査委員からは、多々そういった部課長に対しての御意見や御指摘、報告書のほうに記載がかなりございますので、そちらにつきましては、今後区としてどういうふうに対応していくのかというようなところを取りまとめた上で講じた措置ということで、監査

委員のほうへ御報告してまいります。

○大庭正明委員 もう一方、懲戒処分というのがあるんですよ。これは、もう次元がまた違うわけですね。懲戒処分に関しては、今回の報告の中で、服務上の責任は今後判断という形で書いてあるんですよ。今後判断といったって、事件が起きたのはいつなんですか、去年でしょう、これは。もう時間が相当たっているわけですよ。それで、人事異動も、行われているのかいないのか分かりませんが、当然これは懲戒処分の対象として結論を出してもいい時期ではないのかと思うんですよ。今後判断という言い方って、どういうことなんですか。もちろん今後判断するということは、これはもうは責任がないということではないというような意味の延長線上で、今後判断ということでもいいんですか。

○中西総務課長 今回の賠償責任監査も踏まえた上で、服務上の判断をしていくという意味で、今後判断というふうに報告させていただきました。

○大庭正明委員 今回、監査の中では、令和五年度の現金亡失、令和六年度の肖像画紛失など、同種の管理不全が繰り返されている。今回の事件だけじゃなくて、例の有名な区長さんの絵画も移動中になくなっちゃったということもあったじゃないかと。その前にも、うちの幹事長が指摘された現金の亡失というのもあったじゃないかと。五年、六年、七年と連続して、金額は別にしても、こういう事件が頻発しているということを相当監査委員は怒っているということ。

それから、一番最初に戻りますけれども、要するに、総務課長もこれから厳しくやっていきますとか、言いますとか、やりますとか何とか言いますけれども、それは過去、言葉で終わっているんですよ。研修も受けさせているんですよ、過去に。読んでいくと、部課長に金銭に関する研修も受けさせましたと書いてあるんですよ。研修を受けたけれども、どうもその部課長さんは、そのことを課員だとか、そこで働いている職員に、そういうようなことの厳しさというかな、そういうことを徹底していなかった、伝えていなかったというようなこともやっていて、無駄な研修だったと。ただ回数だけ研修をやりましたということで、何か問題を解決したように表現していると。とんでもないことだと思うんですね。

結局ここでぺこりと頭下げて、研修しました、どうのこうの、金額が大きいかわ少ないかという意識があるのかないのかは別としても、言っても聞かない組織というのは、どうなんですか。

副区長、最後に、依命通達だろうが、是正命令だろうが、こういうことの通達だろうが

というのが、直接の現場の職員までに通じていない。いや、そんなこといっても、面倒くさいからそんなことはやりたくないという人がいるということは、どういうことなんでしょう。組織はどうなっちゃうのと。ここだけで何か解決したように見えるけれども、これで三回目の事例として出てきているということを考えると、とんでもないと思うんですね。

○中村副区長 まず、今回の釣銭の亡失と、ちょっと続いています事務ミス系のことについては、実務の責任を担う副区長として重く受け止めているところです。今回の件については、今、大庭委員から御指摘いただいた点については、総務課長から経過、背景を説明させていただきましたけれども、それ以上の言い訳といいますか、それは持ち合わせていません。

我々が一番大切にしなければいけない中の一つの価値として、役所のやる仕事は間違いないという正確、確実な事務処理というのがあると思いますし、かつてはもっとそれが強かったと思っています。それは、部課長に周知するよりも、まず初めに、まず現場でベテラン職員が数多くいて、ちょっと口を酸っぱくして教えるような中堅からベテランの職員がたくさんいたというところが大きかったのかなという気がします。最近では、年長の職員が大分退職した一方で、若手の職員がかなり入ってきて、四割か五割近くが三十代の職員で占めていて、そういうところの引き継ぎが途切れているんじゃないかという心配もしています。

その辺、現場からちゃんと組織風土として積み上げないと、こういう事務ミスというのは根絶できないと思っていまして、部課長に部長会とか課長会で言うのに加えて、ちょっと言うことを聞かないという事例もありましたけれども、現場で会計指導というのは担当者ごとにやります。実際に釣銭の現場を見たり、金庫を開けたりして、そこの強化ということで実務のところから立ち上げて積み上げていって、役所の仕事は間違いないという信頼を改めて築いていきたいと思います。

○そのべせいや委員 確認なんですけれども、今回管理体制が不十分、ずさんだったということで、今後ルール化、マニュアル整備を徹底する報告を今受けていたと理解をしていますが、その方向性で間違いないでしょうか。

○中西総務課長 所管部からもそのように報告を受けてございますので、しっかりやっていくものと認識してございます。

○そのべせいや委員 個人的には、人間ないし公務員なるものを信用し過ぎている時代錯

誤的な解決策であると感じています。今どきキャッシュレスが普及をしていますし、現金についても、例えば市民プールですとか遊園地を訪れても、チケットを現金亡失や着服が起きないように、あらかじめ機械で購入をさせて、アルバイトかもしれない従業員の方に手渡しするというようなことが行われています。最近、コンビニ、スーパーでも、店員がレジスターを通して、店員が現金を触らずに自動精算機へ現金を投入するシステムを採用するところが増えていきます。現金を取り扱うから亡失するというシステムそのものを、機械化で改善するという方向性はないのでしょうか。

○**中西総務課長** 所管部のほうでも、このたびの事故を受けまして、自分たちの事務の見直し、また、今お話のございましたキャッシュレス化につきましても、導入できないかどうかというのは検討していると伺っておりますので、今後については、その進捗状況をこちらのほうでも注視してまいりたいと考えてございます。

○**そのべせいや委員** 全庁的にぜひキャッシュレスは進めてください。今後、一万円程度であれば、大ごとにならなくても、自分で気づいた時点で補填をしたほうがましであるというような流れにならないように、単純に人間が気合と根性で頑張る方向性よりも、キャッシュレス化、機械化といった方向を進めていただきたいと強く要望します。

○**加藤たいき委員長** ここで理事者の入替えを行いますので、五分、休憩いたします。

午前十一時二十分休憩

午前十一時二十五分開議

○**加藤たいき委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、㊦令和九年度予算編成及び組織・職員定数の基本方針について、理事者の説明を願います。

○**山下財政課長** それでは、令和九年度予算編成及び組織・職員定数の基本方針について、まず、予算編成につきましては私から、組織・職員定数につきましては政策企画課長並びに人事課長から、順次説明をさせていただきます。

お手元の資料一ページを御覧ください。ポイントを絞って説明をさせていただきます。

1の予算編成の基本方針でございますが、令和九年度の予算編成に当たりましては、既存事業の在り方や実施手法を徹底的に見直し、創出した財源を、基本計画に掲げる重点政策や公共施設整備費、物価高への対応に重点的に配分するなど、限りある財源を効率的、効果的に活用することを基本としてまいります。

次に、2の予算フレーム及び配分の考え方でございますけれども、後ほど御説明申し上げます令和九年度収支見通しに基づきまして、各部の予算枠を設定してございます。①のところでございますが、現下の物価動向を踏まえまして、今後インフレ率が三％程度で推移すると見込み、提示枠は扶助費などの一部経費を除きまして、令和八年度当初予算比で二％増として提示し、残る一％分につきましては、各部で既存事業の実施手法を見直すなど、経費節減を徹底して財源を確保することとしてございます。

次に、3の予算見積りにかかる基本的考え方㉓では、事業手法や業務プロセスの点検や検証につきまして記載をしてございます。

次の二ページにお進みいただきまして、㉔また㉕では、デジタル技術の活用によりX（トランスフォーメーション）を進め、業務の変革、改善を進めることなどの視点を記載してございます。詳細につきましては後ほど御確認いただければと思います。

次の㉖につきましては、歳出予算の見積りに当たって、物価高騰などを踏まえた適切な価格転嫁が進むよう、国の方針を踏まえて見積り相手方とヒアリングを行うなど丁寧な対応を行うとともに、今般の中東情勢の影響により、資機材供給の不安定化や価格の高騰等が生じていることから、資機材の調達に当たっての支障の有無や、物価変動等の最新の実勢価格の把握に努めることとしてございます。

次に、4歳入確保の取組です。㉗では、国、都の補助事業の情報を遺漏なく収集し、積極的かつ主体的に活用すること。㉘では、ふるさと納税の影響が百三十五億円にも及び、平成二十七年度からの累計では八百二十八億円もの税源が流出し、今後も増加が想定されることから、各部においてはこのことを十分に認識し、全庁を挙げて税源流出抑制に向けた対策の徹底を図ることとしてございます。㉙では、特別区民税や各種保険料などの債権管理について、次の三ページにお進みいただきまして、㉚では税外収入の確保や官民連携について記載をしてございます。

次に、5の個別事項でございますけれども、まず㉛の公共施設等整備について、二段落目でございます。公共施設等総合管理計画一部改訂第二期で示す施設の複合化を基本とする考え方や、施設類型ごとの更新の考え方などを踏まえるとともに、最新の実勢価格を反映した上で、整備経費を適切に見積もること。また、今般の中東情勢の影響により、資機材の調達について時間を要することも想定されることから、スケジュールを見極めた上で見積もることとしてございます。

次に、㉜では人件費の見積りにつきまして、㉝では外郭団体について、外郭団体将来

ビジョンに基づき、団体の健全な経営に向けた指導徹底を行いつつ、区全体としての区民福祉の向上を図る視点の下、必要な財政支援を行うこと。財政支援に当たっては、補助対象事業の見直しとともに、クラウドファンディングや団体保有資金等の活用、自主事業の収入増による自主財源拡充など、財政支援の在り方を十分に精査、検証することとしております。

次に、資料の六ページまでお進みください。参考資料1でございます。令和九年度予算フレームでございます。こちらにつきましては、庁内で予算編成を始めるに当たりまして、現時点での令和九年度の予算の枠組みを示したものとなっております。資料の上部に枠組みがございますけれども、今後、予算編成過程におきまして、国の制度改正や税収の見込みなどにより変動することがございますので、あくまでも八月時点での枠組みとしてございます。

ポイントを説明させていただきます。歳入の一番上、特別区税につきましては、人口動向や賃金上昇を踏まえた増や、ふるさと納税に伴う減収額の増、住民税の給与所得控除に関する税制改正などの増減事由を踏まえまして、前年度比でプラス十九億円を見込んでございます。

次に、地方消費税交付金は、暦の関係で一か月分の交付減となることを踏まえまして、前年度比でマイナス十七億円としてございます。

次に、国庫・都支出金につきましては、歳出予算に連動した増を見込み、プラス六十五億円、特別区債や基金からの繰入金につきましては、本庁舎等整備費の支払いが減少する予定のため微減を見込んでございます。

次に、その他につきましては、前年度比でプラス四七・四％、百七十四億円の増としてございます。これは、歳出の扶助費のところと連動するものですが、措置児童に係る措置費の支払いにつきまして、各児童相談所設置区から個別に児童養護施設等へ支払うのではなく、児童相談所設置の特別区で支払い窓口を一元化して施設に支払っております。この一元化の組織、措置費共同経理課と言いますが、来年度から三年間、世田谷区が幹事区になりまして、その事務を担います。それに伴いまして、十一区全ての児童相談所設置区の措置費が、一旦、世田谷区に集約をされて、各児童養護施設等へ支払うことになります。ここでは、各児童相談所設置区からの措置費等の負担金を百三十六億円ほどで歳入に計上してございます。

次に、歳出でございますけれども、行政運営費のうち扶助費につきましては、先ほど児

童相談所設置区の措置費支払いの一元化による増や、私立保育園運営費や障害者自立支援給付費などの社会保障関連経費の増を見込んでございます。

その三つ下のその他行政運営費でございますが、物価高に係る増や私立小中学校等の給食費相当額補助による増、また清掃分担金の増などを見込んでございます。

次に、投資的経費につきましては、公共施設等総合管理計画を踏まえたフレームを確保し、学校改築・改修経費などの増減を見込んでございます。

次に、人件費につきましては、定年退職年齢の段階的な引上げによりまして、令和九年度は定年退職者が発生しないため、退職手当の減を見込んでございます。これらの見通しによりまして、一番下の欄でございますけれども、令和九年度当初予算フレームは四千五百五十四億八千九百万円、令和八年度当初予算と比較しまして、プラス二百四十一億三千六百万円、五・六%の増として序内に示したところでございます。

次の七ページにお進みください。こちらは参考資料2でございます。本通知は、八月二十一日に序内宛てに、令和九年度予算編成及び組織・所要人員についてといたしまして、依命通達を发出した際の通知を参考に添付したものでございます。内容としましては、国の経済財政運営の基本方針や区の財政見通しと、それらを踏まえた令和九年度予算編成と組織・所要人員の基本方針を記載したものとなっておりまして、後ほど御確認いただければと思います。

以上御説明させていただきました予算編成方針、予算フレームの下、令和九年度の予算編成をスタートするものでございます。

予算編成方針につきましては以上となります。

○小泉政策企画課長 私からは、続きまして、資料の右肩四ページにお戻りいただきまして、Ⅱ組織・職員定数についての部分のうち、政策企画課のところ、1組織について、次の五ページの4外郭団体について及び5中長期的な組織・人員体制の検討についての3項目につきまして御説明を申し上げます。

初めに、四ページの1組織についてでございます。令和九年度の組織改正に当たりましては、引き続き基本計画に掲げます基本方針に基づく政策を着実に進め、多様な政策課題に的確かつ柔軟に対応できるよう、分野横断的かつ効率的、効果的な組織体制の構築を目指すことを基本としております。また、区内企業に先駆けまして、全ての職員が働きやすい環境づくりに取り組み、区内企業における労働慣行等の変革や女性の活躍促進を牽引する組織体制を目指してまいります。

続きまして、右肩の五ページにお進みください。4 外郭団体でございます。外郭団体がそれぞれの専門性の下で公益的な役割を最大限に発揮し、区民サービスの向上を図れるよう、経営の自立化や職務に合った人員体制の見直し、人材育成の強化を進め、成果が上げられる組織運営に向けた指導調整を行ってまいります。

続きまして、5 中長期的な組織・人員体制の検討についてでございます。組織・人員体制の検討に当たりましては、基本計画を踏まえた中長期的な目標を持ちまして、また、DXの視点から行政サービスの変革を念頭に置き、民間事業者や区民活動団体の力の活用のほか、退職職員のカムバック採用や会計年度任用職員の常勤職員の任用等の公務を担う能力のある人材の積極活用など、事業手法の転換や事務事業の見直しを前提とした上で、サービスの質を維持向上させる検討を行ってまいります。

また、別途定めました女性職員のキャリア形成支援強化に向けた対応方針に基づきまして、管理監督職の意識改革と育成するマネジメントの徹底、若手期から職務経験の拡大と主体的なキャリア形成支援、能力・意欲と育成の観点を踏まえた戦略的な人事配置に向けた取組を進め、女性職員が持てる能力を十分に発揮できる環境づくりを進めてまいります。

なお、参考資料3としまして、八ページに女性職員のキャリア形成支援の強化に向けた対応方針を添付してございます。庁内一丸となって、女性職員が持てる能力を十分に発揮できる環境づくりを進め、組織力の底上げを図っていくことを明確にするため、このたび、この方針を定めたものでございます。内容につきましては後ほどお目通しいただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

○宮本人事課長 私からは、右肩四ページにお戻りいただきまして、Ⅱ組織・職員定数についてのうち、2 職員定数並びに3 所要人員の二項目について御説明いたします。

資料四ページ下段を御覧ください。2 職員定数についてです。常勤職員の採用が非常に困難な状況に加え、退職者が増加するなど、より一層、限られた人員を効率的、効果的に配分する必要があります。そのため、各部の配置需要の増加に対しては、部内の業務の見直しなどにより対応することを基本としつつ、区政の優先課題及び新たな行政経営への移行実現プランの取組に対しまして重点的に人員を配置するなど、めり張りのある職員定数管理を行ってまいります。

五ページにお進みください。また、会計年度任用職員につきましては、任用基準数を超

える増員は行わないことを原則に、常勤職員に準じて定数管理を徹底いたします。

続きまして、3 所要人員についてです。㊦としまして、各部においては、あらゆる角度からの既存事業の廃止を含めた事業手法の見直し、類似事業の整理、統合等について検討し、最少人数で最大の効果を得る努力を行うとともに、部内、領域内で連携協力する体制を構築した上で、真に必要な人員を見極めて人員要求を行うこととしております。

㊧としまして、各部からの人員要求に対しましては、必要な人的投資を積極的に行う一方で、新たな行政経営への移行実現プランの事業等に対しましては、この間の人的投資の成果や職員の業務時間削減効果等の評価検証を見定めた上で、業務量と人員体制の妥当性職員の超過勤務の状況などを総合的に考慮しまして、人員の配置見直しを含めまして、効果的な人員の配分を行ってまいります。

㊨、最後に、既に政策会議等で決定された政策、事業につきましても、人員は改めて独自の査定を行うこととしております。

職員定数並びに所要人員の説明につきましては以上でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

○そのべせいや委員 予算、職員定数から少しずれていたら恐縮なんですけど、次の報告で副参事級、課長級のポジションは早速増える報告に資料上は見えるのですが、増えたら減らすような取組の対象外なのか、既に減らしていた最中で増やすのか、どんな状況なのでしょう。

○小泉政策企画課長 この後、組織改正のところで御案内させていただくんですけれども、今回はちょっと別の部署の事案もあつての組織改正で、年度内の一増ということで強化しています。こちらについては、あくまでも四月からの新体制の中での組織の見直しということの依命通達ということなので、一増の関係と、今の体制とはちょっと別ということと考えておりました。

○津上仁志委員 何点かちょっと聞きたいんですけれども、まず、ずっと指摘してきたんですけれども、事業の統廃合、ここにも記載はあるんですけれども、各部で行っていくということなんですけれども、なかなか自分たちがやっている事業に対して、これは必要ないというふうに判断するのって非常にハードルが高いんじゃないかなと思って、しっかりそういったものを指摘できる部署をつくって行財政改革に取り組むべきだということで、いつも主張しているんです。

今回もここに記載はあるんですけれども、今日、同じように区民生活の常任委員会で報

告はありますけれども、第三次の男女共同参画プランの策定についても、中にあるんですけれども、女性のための就労だったりとか創業支援、こういったものを実施していますけれども、こういったものは女性ならではということとやられているんでしょうけれども、十分、おしごとカフェだったりとか、また、ホームワークビレッジだったり、そういったところで十分機能を発揮できるんじゃないかなというふうに思うんですが、就労とか創業について指摘はしているんですけれども、一向に改善もされていない状況なんです、本当に行財政改革として、各部で必要ない事業というものを出せるのか、その辺はどういうふうに判断をしていくつもりなのかお聞きしたいと思います。

○小泉政策企画課長 今回の御指摘ですけれども、通年ですと、例えば実施計画ですとか、この後も御報告させていただきますけれども、行経プランがあります。推進状況ということで、これは毎年度見直し、実施計画とともに行っております。その見直しのタイミングが今の時期であって、次の、来年はどうするかということで当然予算の増減を含めての見直しと、それから実績を踏まえるということで、決算期に合わせてそれをどう反映させるかということで、タイミングが二回ほどあるかなというふうに思っています。

今おっしゃったとおり、各部での見直しというのは、今まで既存事業を繰り返しやっておりますと、なかなかやめづらい部分はあるでしょうけれども、例えば定期的なとか、窓口業務みたいなものは難しいにしても、例えばイベント業務ですとか、それからその時期によって集中するものとか、その辺は例えばDXの活用だとか人的もそうですし、費用も含めて削減するなり、人材を減らして委託をするとかいろんな手法はあるかと思うしますので、そこはこの実計だとか行経を見直す中で、まず政経部のほうからはそういう働きかけをさせていただいているのが一つはございます。

その中で、実際にどこまで各部が取り組むかというのは、進捗状況を見ながら、こちらでも働きかけをさせていただいているような状況でございますので、なかなか一概に、この事業がうまくいっていないからすぐやめるとまでは、なかなか所管として判断しにくい部分あるかと思いますが、そういう場合は政経部に御相談いただくなり、部内での領域の中での判断もあるかなというふうに考えてございます。

○津上仁志委員 おっしゃることは分かるんですけれども、同じ部内でやっている場合はそこでいろいろできると思うんですけれども、例えば福祉で障害者の就労なんかをやっていますよね、就労に関しては。部署が違うところがそれぞれで行っている事業、ほかの部署がこういうことをやっているということも御存じなんだろうけれども、そこまで連携し

ながらの検討ができるのかといったらそうではないと思うんですね。だから、そういったものをしっかりと客観的に判断できる体制も必要じゃないかなと思うんですけども、そのあたりはいかがですか。

○田中政策経営部長　今、御指摘いただいた例えば就労の部分に関しては、それぞれどこに近いのか、要は区民の属性に応じて得意な分野を生かすことによって、例えば障害者の就労については障害部が持っているというようなつくりになっています。ただ、おっしゃるとおり、それを一つに集めたほうがいい場合もあるかもしれない。ただ、集めたことによって見落とされることもあるという中で、例えば就労については、一定程度の就労の情報交換なんかをしながらいい方向に進めていくというような進め方があります。

その部分において、こういった形が合理的かつ、合理的に進め過ぎて対象となる区民の方の見落としがあってはいけないと思いますので、どこまで重層的にやっていくことで、合理的、それから、スピーディーにできる組織運営をやっているかというのは、それは政経部が基本的には目配りしながらやることとは思っていますので、御指摘の点も踏まえて、様々な事業でそういった重なる部分、それから合理的に進めなければいけない箇所というのは、常にチェックしていきたいと考えています。

○津上仁志委員　ぜひ統廃合、重複しているような事業がやっぱりあるので、そういったものはしっかり見直していただいて、より効率的に、職員数も限られていますので、そういったところにしっかり配置できるように検討していただきたいということを要望しておきます。

○真鍋よしゆき委員　今、部長がお答えになったので、私思ったんですけども、文章の中では、徹底的に見直すとかそういう言葉が書かれていて、今の部長の答弁だと、さもそういうこともあるけれども、どこか落ちこぼれがあったら大変なので重層的にといったら、きっとできないんじゃないかなと、率直に思いました。

今、区の職務と外郭団体の職務、様々なものを見直して、徹底的に行財政改革をやっていくんだというのは、ここにある言葉だけではなく、やっぱり今指摘されたようなことを、言い訳とかできない理由をとうとうと述べるよりも、そこに向かってどうするのかというのをやってもらいたいと思います。

それからもう一つ、行政がやらなくても、もう何十年、何百年と地域でやっている行事、例えばお祭りとか、いろんなもの、それに対しても温かく見守ると。それで、行政がやらなければならないことは行政がやるという仕分けというのは、コロナのときに結構で

きたんじゃないかなと思うんですが、いつの間にかみんな復活しているように私は思います。徹底的というのはそういうことですよね。

行政が公費を投入してやることによって、従来ある伝統的な、地域的な行政からの財政支援は一銭も受けていないところが、逆に言うと大変な思いをしているというのも、これまでいろいろ議会で取り上げてまいりましたけれども、こういうものも本当に区がやるべきなのかというのは、これも徹底的に見直すというのが、ここに書かれている文章だと思うので、そのような動きをしてもらいたいです。要望です。

○坂本みえこ委員 所要人員についてというところで、最少人員で最大の効果を得るとか、真に必要な人材を見極めて人員要求を行うというふうになっているわけなんですけれども、今実態として人が集まらないとか、中途退職が増えているというのが、途中で発生してしまったりする場合がある中で、本当に最少の人員で始めてしまったら悪循環になってしまうんじゃないかということが考えられると思うんですね。

事業をやめますよということがもうはっきりしていて、これはやらなくていいよということであれば、人員を削れるということはあると思うんですけれども、例えばデジタル化による効率化ということも、デジタルを入れた当初はなかなかうまくいかなくて、かえって仕事が増えてしまうみたいなこともあるわけで、本当に仕事がなくなってから人を減らすみたいな形にしていかないと、今の状況の中では、いい人が集まらないとかと言って、若い人ばかりが増えていて、なかなかノウハウも継承できないような状態が一方である中で、本当に真に必要な人員だということによってどんどん減らしてしまうと回らなくなってしまうということが考えられると思うので、この部分は、㊦に書いてあるように、組織の逼迫度合いなどを総合的に考慮するというようなことをまずやってから人の配置について考えるということをぜひやっていただきたいと思います。

○くろだあいこ委員 今、皆さんの御発言も伺っていて、あと、今日、先ほど報告のあった職員の賠償責任等に係る監査の結果についてというところで話されていたところも踏まえて、今回これを出していただいている基本方針というものや考え方というものは本当に大事なことだと思いますし、これを示すことの重要性も理解しているところなんですけれども、結局、考え方を示した上で、その考え方がちゃんと浸透していないんじゃないかというのを懸念しております。

津上副委員長も言っていましたけれども、これをやったところで本当に実効性はあるのかみたいなところとかは懸念があるかなと思ってしまして、こういう考え方を示して、新

規拡充事業の見積りに当たっては既存事業を見直してねとか、徹底的にという、さっき真鍋委員の発言もありましたけれども、徹底という言葉はあるんだけど、本当にそれが実効性があるのかというところの疑問がありまして、ずっと実効性がないからずるずるずる予算は膨張して行って、経常経費の比率も二十三区の中ですごく悪化の一途をたどっているという話もあると思うんです。

やっぱりどうやって実効性を担保するかというか、ちゃんとこの考え方が浸透して、これおりにちゃんとみんなが行っているよというふうにならないと、どんどんどんどん予算は増えていますよねという話に結局予算委員会で言われて、何も変わっていないねという感じになっちゃうと思うんですが、そこら辺をどうするかというのが、やっぱり今までのお答えの中でちょっと見えないなと思ったので、改めて教えていただきたいです。

○山下財政課長 主に予算についての考え方に関する御質問かなというふうに受け止めましたけれども、なかなか委員お話しのとおり、こういう考え方をお示しして、例えば各部に提示額を示し、その提示枠の中で予算の見積りをお願いしているところですけども、おおむね物価高もあってオーバーしてくるというようなことは、例年起きているような状況でございます。

これをいかに様々多くの職員に意識として浸透させていくかというところで、非常に重要なところではございますけれども、それを具体的にどうしていくかというところは、なかなか難しいところで、今お話しいただいて、じゃ、どうしようというようなところを明確に言えるだけの答えはちょっと持ち合わせていない状況です。

以前より我々としても課題として認識しているところでございまして、いろいろちょっと工夫をしながら、庁内の意識を高めてまいりたいと考えております。

○くろだあいこ委員 やっぱり意識を高めるとか、徹底するとか、職員の意識とかの考え方に頼っているだけでは人は動かないと思うんです。頑張ろうとか、スローガンだけでは結局意味がないと思っていて、仕組みをちょっとつくっていただきたいなと思ってます。

そういう方法は今のところないんだよという答えだったんですけども、今後、在り方だったり基本方針だったり浸透させるための仕組み、チェックの仕組みとかなのか、事業の統廃合の仕組みとかなのかもしれないんですけども、部だけでやっぱりできない、各部ではできないものがあるんだったら、政策経営部が主体となってしっかりと仕組みをつくっていただきたいと思っております。これは本当に強く要望させていただきま

す。

○田中政策経営部長 今回の資料にはおつけしなくて、職員向けに出したもので、今までいろんな事業を組んでいて、見直しによってこういうのをやめたとか、経費が削減できたみたいなのはポンチ絵で分かりやすく職員向けには出しています。そういうのを一つずつ積み上げていかなければいけないというのは、やっているところです。

今回の資料の四ページの㊦に書かせていただいたんですが、これは主に組織の話なんですけれども、我々部長級職員がもう意識的に様々な物事をきちんとやらなければいけないとは思ってまして、部長級職員一人当たりの業務範囲を広く捉え、組織全体のマネジメント効率や意思決定の迅速化を意識した組織設計を行うことということで、今回これは初めて書かせていただいています。なので、ちょっと我々がきちんとこれを意識して部の運営をすると。ただ、自分の部だけやってればいいという話ではないので、もうなるべく広く捉えて、それから意思決定、部間連携、そういうものをきちんとやっていこうというメッセージも出しています。

職員に、一人一人に届けることも大事なんですけれども、我々部長級職員がまずはこれきちんと分かって理解して、常日頃、もうしつこいぐらい同じようなことを言い続けるというのがまずは大事だと思っていますので、そこからきちんとやっていきたいと思っています。

○くろだあいこ委員 今のやっているんだよということ、やっていこうというメッセージをすごく入れてくださったということは分かったんですけれども、部長級職員の方々がやっぱり意識をして言い続けるということは、やっぱりまだ仕組みにはなっていないと思うんです。なので、その意識を持っていただいたりとかすることは大事だと思いますし、部長級の職員であれば意識は持てると思うんですよ。それぐらい訓練を積まれていたり、意識が高い、職務の遂行に対する意識も高く持っていらっしゃるんで、そういうことができるかもしれないんですけれども、本当にもっともっと下の層、係長級とか課長級とかもっと下の層にまで広めるというか、意識を持っていただくための仕組みをつくっていただきたいなというところの要望なので、さらにちょっと踏み込んで、もう一步頑張っていただきたいなというところをお願いしたいと思います。

○須藤総務部長 今のお話も含めて、田中部長がおっしゃっていただいたように、我々きちんと組織を変えていくためにやらなければいけないということで、この間、人材育成方針を改定させていただいて、その中で、この間は部長級、課長級の研修というのをあまり

行ってこなかったんですけれども、ここ二年間、特に個別にマネジメントのための組織、人材、それから業務についてはもちろんですけれども、やってきています。

この間の業務については、個々の職員の実務経験からしっかりとある程度持っているものがあると思うんですけれども、そこがなかなか、今度は人を育てていく、先ほど言ったように、この間の事故も含めて会計事故が起きたように、そこはやり方だけが引き継がれているんですね。こういうやり方だからと。それは何でなのか、そこをどうしてやらないと、どんな間違いが起きるのかということが引き継がれてなくて、そののところがしっかりやっていくためにも、きちんと改めて人材を育成していくんだということを徹底させていただいています。

その間で、先ほど坂本委員からもちょっとありましたけれども、所要人員についても、必要な人員で最大の効果を発揮するということはもちろんですけれども、その効果を発揮するためには、先ほどの女性職員のキャリア支援のような活躍支援のように、これまで我々組織側が負荷をかけていて、本当は発揮できるはずの力を十分発揮させていなかったところの見直しをするのと、それから、今回、次にも説明させていただきます行経プランなんかでも、行経プランにおいてある一定の効果がある部分については人員を投資しますと言って、今投資をさせていただいています。

それについては、この間、何度かそれぞれの、財政のほうのヒアリングもちろんですけれども、人事のほうのヒアリングもさせていただいて、その中で、これについて九年度までですと、九年度になったら、この部分は人がいなくなることが前提ですけれども、その前提で皆さんはどうやってこの組織運営しているんですかということを、人事の職員から聞いていただいて、そうすると、やっぱり残業時間の話、それから産休、育休、それから病欠といったような様々な組織運営上の課題もありますので、そののところは一定数配慮しながらも、ただ、どこまでもずるずるそれを引きずるわけにはいきませんので、組織の見直しを促しながらきちんと人の配置を考えていくということも含めて、ちょっとやらせていただいています。

あと、もう一つは、先ほど副区長からもちょっとあったんですけれども、組織のひずみといいますか、年齢構成のところもあって、どうしても中堅層がなかなか薄いところがあると。ここに上がってくるための下の職員を育成していくところをまずどんどんやらなければいけないんですけれども、多分、今、その育成の仕事をするための中堅層の職員がなかなかできていないということで、ここについて動画とか今どきの若い方々が情報を得や

すいようなものをきちんと出してやっていくということを踏まえて研修をしてもらうようにしています。

やる気のある職員がどんどん上に上がっていくようなことも含めて、評価されるようなことも含めて、体制も含め、全体の評価ということもきちんと見直していかなければいけないので、実は全職員のスキルをきちんと把握すること、それから各職場でどんなスキルを持った職員がどう配置されているのかというのをちょっと見える化していこうと思って、今その取組を進めています。

それを進めることで、もう少しそれぞれの職員が持つ力をどこにどう配分していったらいいのかというのが、ちょっとストックまでに時間がかかるとは思いますけれども、見えていく部分があると思いますので、そういうものもしっかり活用しながら、力を入れて適正な配置をして、職員の力を発揮できるというような形に持っていきたいと思いますので、そういう体制づくりも含めてきちんとやっていきたいと思っています。

○真鍋よしゆき委員 さっきお話のあった㊦の現行の組織体制について云々とあって、最終の締めが組織設計を行うこととなっているんですが、この言葉だけを見たら、一体どういう組織をつくるのか、ちょっと私はイメージし切れないんですが、これは何を、具体的にはどんなイメージで㊦というのはあるんですか。教えてください。

○田中政策経営部長 まず、細かい縦割りというのはやめていきたいと思っています。その上で、どういった組織の組み合わせが、例えば今年度、環境と清掃を合体させたみたいな話がありますけれども、合体させることによって、部長の守備範囲が広がり、かつ区民にとって効果がある施策がスピーディーに展開できるというようなものを意識してここは書かせていただいています。

○真鍋よしゆき委員 ということは、この組織設計というのは世田谷区全体を指す、部長級職員一人当たりの業務範囲を広く捉えと入っているのが邪魔になって、これが部を指しているように見える。けれども、今言われたとおり、そうではなくて、庁舎で役所全体の行政機構を、今みたいにこれとこれが一緒になってこうだみたいなものを含めて、全体を指しているイメージなんですね。

○田中政策経営部長 おっしゃるとおりで、両方入っているという考え方です。

○真鍋よしゆき委員 そうすると、それを決めていくというか、話し合って組織化していくというのは、区長が権限があり、副区長がいて、政策経営部がいらっしゃってとかになるんだろうけれども、そういう組織対をつくる、例えば私なんかは毎回言っている、かつ

ては道路事業と用地は一緒だったけれども、今、経理とこれに分かれていると。これが物すごいタイムラグを生んでいるんじゃないかと、私は思っているんですよ。でも、こういうものを誰がどこで審議し、そして、新しい組織をつくるというそのところが、区長や副区長はきっとそうなんだろうというのは分かるんですが、そういうものを絶えず緊張感を持って行政の見直しや効率化を図っているという組織体をつくるということではないんですか。

○田中政策経営部長 おっしゃる事例がそのまま当てはまるかどうかちょっと分からないんですけども、当然、この間、区長、副区長とも話をしながら、ここの文面はつくってきました。常に区民ニーズもそうですし、昨年には考えもしなかったようなホルムズ海峡の封鎖みたいな事態が出て、それが事業者や区民にも影響するといったような、これまで考えてこなかったようなことが様々起こる中で、既存の組織の形では、これをずっと維持していくだけではうまくいかないものというふうには考えています。

そういったときに、ベストな組織というのはなかなか難しいと思いますけれども、その時々によって、こういった組み合わせがベターだと、より区民生活が向上するという考え方に至ったものについては、そういうものに転換していきたいと。それは政策経営部が中心になって、当然、各部ともいろいろ検討を進めながら、区長、副区長とともにそういう形をつくっていきたいと思っています。

○真鍋よしゆき委員 この㊦の主語は誰なんですか。

○田中政策経営部長 ここの文章で言えば、部長級に対するメッセージが大きいので、部長級職員はということになっています。

○真鍋よしゆき委員 そうすると、部長級職員でそれが判断できるのかどうか、私は分からないんです。だって、部と部を一緒にするというのは部長が判断するものじゃないよね。だから、部の中でそういう組織にするというのは分かるけれども、まずは、取りあえず部の中で重複したり共有したほうがいいのはやりなさいよということを指しているのか、それとも、もっと大規模な、さっき言ったリサイクルと環境を一緒にするというのは部が考えたんじゃないんでしょう。だから、主語が見えなくて、きれいな字がばあっと並んでるからよく分からない。

○田中政策経営部長 ちょっと日本語の書き方としては不十分だったかもしれませんが。清掃と環境に関して言えば、もともと清掃部と環境部の部長同士が話をしながら、こういった方向がいいんじゃないかというふうに上がってきたという経緯もありますので、必ずし

も部長が何も決められないというわけではないと考えています。

当然、各現場のことが分かっているのは各部ですので、各部でこういった形がいいんじゃないかというような形。ただ、政策経営部側から見て、こういった形がいいんじゃないかという形もあると思います。当然、特別職である区長、副区長側から見た見方、あとは議会から見た見方というのものもあると思います。そういった中で、こういった形の組織をつくっていくのが一番区民生活にとっていいことなのかというのを協議しながら、そういった組織組みをしていきたいというふうに考えています。

○真鍋よしゆき委員 そうすると、これは部長を意識して主語であるならば、組織設計を部長に行えと。それで、部長間で話が決まった上に持ってこいと。何が言いたいかというと、どこかがそういう指針や方針を示さないと、こういうふうに通達を出して、部で考えてねというのは分かるけれども、変わらないんじゃないかなというおそれを持っているわけです。だから、これは大事なことだけれども、例えば区長を中心とした危機管理組織体制検討委員会とか何かをつくって、それで、こういうものはこうすべきだというものをやり合いながらやっていくとかというのが、一番最初にあった徹底した見直しを行いというのにつながるように思うんですね。

だけれども、最初の前文はそういうふうになっているけれども、現実的にはこういう方針で各部考えてねと見えるから、言っていることと結果が違ってくるんじゃないかという心配をしていろいろな質問をされていると思うので、このことについては、この方針を立てたんでしょうけれども、そこら辺の観点から見ないと、言っては見たものの、やってみたら結局何も変わらなかったみたいになるんじゃないかと心配しているんですけれども、副区長、どうですか。

○中村副区長 この文章自体は、区の基本的な方針を各部長に当てはめた言い方です。予算編成、組織・人員の来年度に向けて各部長はこういうスタンスでやってくれと。なので、各部長ごとに言っている文章になっているのはたしかです。その下には基本的な考え方があって、組織はスリムにしよう、この領域の部は新しい課題があれば、そこに軸足を置いて組織をつくろうとしますけれども。そしたら違う軸足のほうはスリムにしてくださいという基本的な考えでやっています。それをまず整理するのは、政策経営部です。国には政策経営省みたいなものはないので縦割りになりがちですけれども、自治体には独特のそういう部門がある。そこが活躍するべきで、特別職の主に二人の副区長ですけれども、政経部と部課長と総務部長等も含めて、週五日のうち七回か八回は顔を合わせています。そ

のぐらい密にいろんな課題のキャッチボールはしていて、その機能も強化していきたいと思います。

○大庭正明委員 組織のありようというのは時代とともに変わっていくのかもしれないんですけども、ここで文章の問題を言っているだけでも抽象論になって、やりますとか、頑張りますとか、スリムにしますとか、どうだこうだという話で言っているだけでも、先ほど総務部長が熱弁を振るっていらっしやいましたけれども、我々に対して言っているのか、我々に対してこういうことだという弁明をしているのか、それとも、部下というか、組織の全員に行き渡るような形になっているのかということだと思っんですよ。

ここで言ってそれで終わりという感じというのは、何回も感じるところがあるわけですね。要するに、委員会でどうにかしのげば、あとは、言い方は変ですけども、なるようにしかならないよというふうに私が受け止めたことは何回もあったと思っんです。

私は何を言いたいかというと、保坂区政になってからスリムになったものというのを具体的に挙げてくださいよ。この十六年間ですか、十六年間、毎年組織変更しているんだろうと思っんですけども、具体的にこのポジションというか、部が減った、増えた、スリムにした、効率化を図ったとかというふうにずっとお言葉の中にそういうような単語が入っていた。そういうことを、言葉だけじゃなくて、現実そこに生きているのは人間であり、組織であり、一人一人名前がある人たちがいるわけであって、そういう人たちをどういう形にしたのかということ一度まとめて、この十六年間の総括でもないけれども、出してもらえませんか。名前を出す必要はないですけども、人数で、組織で、こういうふうになったというようなことを。

多分、相当数は会計年度任用職員を入れることによって、正規職員のスリム化ということのように見えるようにしているんだろうなというのは推測が立ちますけれども。

委員長、僕は申し上げたいんですけども、ある程度やりますとかやってくださいとか、いや、やってきましたとかというのは抽象論になりがちで、我々が求めているのは実績としての数字ですよ。やっぱり職員を削減できたのか、不要なポジションをなくしたのか。福祉保健領域のAという部署と区民生活のBという部署がほとんど同じことをしているとかということがあるわけですよ。だから、そういうのは統合されたのかどうかというのを数字で表してもらいたい、そういう資料で次は議論できたらなと思っんです。

これは報告の表面的なこちら側の主張ですよ。こういうふうにしたいという。じゃ、今までどういうふうやってきたのかということ、言葉ではなくて数字、または、定性的

なものじゃなくて数値的な形で表すようなもので、報告の文書ができるんだったら、それでもう一度議論したいなと思うんですけども。

○加藤たいき委員長　今、長時間にわたって各会派からいろいろと議論がされましたということで、この行革については、これまで議会としても各会派、毎年のように言ってきて、形、いろいろな言葉として言語化されていると思いますが、それが形に表れているかという、そういうふうに見えないままだったと私も思っておるところでございます。

ということで、ぜひできたら、今年度はこういうふうにしますという形が出てきたとは思いますが、昨年度までのものがもし出せるのであればちょっと検討していただけたらなというところで。

○中村副区長　次の次に報告のあります新たな行政経営への移行実現プラン、これはかつての行政経営プランの発展系です。かつての行革というと、割と削減とかスリムとかをど真ん中に据えてやっていたけれども、今回の新たなというところの行経プランは、削減するだけではなくて新たな形に変えていきましょうという形で、少し視点は変わっています。なので、まずはこのプランの進捗状況を見ていただきたいというのがあります。

そのほかに、組織のこととか人員のことは、ちょっと別途どういう見せ方ができるか検討したいと思います。

○大庭正明委員　行経プランはまた別の次元の話なんですよ。今言っているのは、組織とか、効果的な組織の体制がどういうふうに変遷してきたかということを経営で確かめたいということであって、行経プランは実績値だとか、よくできましたねというところの評価のところは改めて出ているので、これはこれで、後で私もまた一言、二言、三言言うことがありますので、それは話をちょっとすり替えないでというか、違う次元のものですから。今僕が求めているのは、十六年間のそういう組織の人数、体系がどういうふうに変ったのかということ、だって、スリムにしているとか何とかというのはそちら側が言ったわけですからね。

○中村副区長　分かりました。この間、スリムにしたというか、抑えたといいますか、そこが率直なところかもしれません。児相の移管、持ってきて、児相に伴って仕事も増えている、児相設置区として。その部分も課の所掌範囲が増えたりしています。そこを抑えたということ。あと、例えば子ども家庭支援センターという福祉事務所に一つ課を、ですから五個増えましたけれども、あの分、組織ではなくて、人の部分で所長が兼務をして、部長級の所掌範囲を広げることによって、人としてはスリムになっているとか、そういう工

夫もありますので、ちょっと組織の変遷という形で整理してみたいと思います。

○大庭正明委員 それは、児相とか、自治権拡充という流れの中で、世田谷区が自治権をやっぱりより多く持つことによって、区民の皆さんにサービスを提供できるというためにやっているわけであって、その分、増えるのは当然であって、それをもってして、その分が増えたからスリムじゃないじゃないなんていうことは一言も言うつもりはないんです。

そうではなくて、従来からのもの、増えたものは増えたものなりに、また合理的にやっているかということの検証のために、数字、数値を出していただければということです。

○坂本みえこ委員 職員定数の問題について、先ほど途中退職の話をしましたけれども、そのほかに今の職員の年齢構成を考えると、三十代以下がかなりたくさんいらっしゃるということで、そうすると育休とか産休とかを取る可能性も必然的に高まってくると思うんですけれども、その辺、産休、育休を取っちゃったら一年間いませんよみたいな方が職場で何人もいらっしゃるということになると、もう定数はあってないようなものだし、そこを例えば会計年度で埋めようとしても、会計年度もなかなか応募してくれないというような状況があるというふうに伺っているの、あらかじめ産休、育休を含めた職員定数に膨らませておく必要があると思うんですね。

とりわけ、男性の職員なんかについては、うちで産休、育休を取っている人がいるから僕は取れないなみたいなふうになってしまっただけとはいけないと思うので、その辺はどのように加味されているのかお伺いします。

○須藤総務部長 この間、各年度で皆さんが今取られているという状況自体は、人事のほうで各年間通じて把握していますので、その中で限られた人員の中、もしくは採用を踏まえて、育休とか病欠の部分も含めて、欠員部分をどう補充していくのかということも採用の段階で考えながら、ただ、その年に能力のある人をきちんと採ると考えたときに、ここまでだったということで、じゃ、どうするかということを経年考えていたりしています。その中で、どこの職場にどういうふうに配置できるかということと、それから職員個々の一人一人の能力はやっぱり少しずつ違うので、そういう方を配置を変えることで、その職場の中の力を増やしていくというようなことも含めて、様々細かな全体的な工夫をしているような状況になっています。

ただ、今おっしゃっていただいているように、ある程度職員定数については、この間そういうことも踏まえて、一旦減ったものが少し増えて戻っているというような状況もありますので、正直、職員が疲弊してできないということと、あと、職員がしっかりとその能

力を発揮していて、その状態であればということも含めて、ちょっと職場の状況をきちんと確認しながらやっていきたいと思います。

ただ、やっぱり職員の方が、休みづらいとかそういう心理的負担を負うような組織であってはいけないと思いますので、その辺のバランスをしっかりと考えながら、ただ、一方で行政運営費が膨らまないように定数管理というのもきちんとやらなければいけませんので、そのこのところの管理をしていきたいというふうに考えています。

○津上仁志委員 もう一点、ちょっとお聞きしたかったのがあったんですけども、様々区の事業で区民の方だったり企業、団体の方に御協力していただいてやっている事業があると思うんです。その中で、例を挙げると、例えば災害協力協定を結んでいる各団体の方がいらっしゃいます。災害時には、その業務に応じて報酬という形で支払って動いていただくという協定内容になっていますけれども、実際の訓練の場合は、そういったものの対象外になっているために、無償でお休みの日に出てきていただいて、区と一緒に訓練をしていただくという形になっています。

今、状況としては、物価高もあつたりとか人件費も上がっていたりとかして、そういった方々が、今までは協力できていたけれども今後なかなか難しいというようなお声もちらほらお聞きをしてきていますので、ぜひそういう見直しを、各部それぞれいろんなところで御協力いただいている事業があると思うので、今までは無償だったりとか、本当に僅かな謝礼でやっていただいていたけれども、本当にそれが成り立っているのかどうかというチェックをぜひしていただきたいと思うんですけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○田中政策経営部長 今、副委員長からお話のあった事例は無償のボランティアの方ですかね。有償ボランティアという形でも、区としては様々な方がいろんな活動をされているというふうには認識しています。そういった中で、御指摘いただいたとおり、物価高騰など様々な諸事情のある中で、無償の方はゼロ円という形になりますが、有償の方も何百円とかそういう形もあります。そういった形でこのまま続けていくことが可能なのかどうか。今回の来年度の予算において、ある一定程度そういった方々の持続可能性というのを考えて予算組みをしていかなければいけないかなという認識ではおります。

その旨を今各部のほうに、どういった現状なのかというのを今調べている状況です。それを踏まえた上で、どういった形がいいのかというのはきちんと考えていきたいと思っています。

○加藤たいき委員長 ㊿令和八年十月一日付け組織改正（案）について、理事者の説明を願います。

○小泉政策企画課長 それでは、組織改正についての御説明でございます。資料右肩一ページでございます。令和八年十月一日付け組織改正（案）について、本件につきましては、本委員会と区民生活常任委員会での二常任併せ報告とさせていただきます。

まず、1 基本的な考え方でございますが、こちらは今後の区内経済の持続的な発展を推進するため、令和八年十月一日付組織改正を行うということで、今回は経済産業部の組織改正でございます。

組織改正図につきましては、右肩の三ページをお開きください。現行組織の経済産業部の中に、副参事といたしまして、地域経済活性化担当の副参事を設置する予定でございます。

改正の内容といたしまして、右側の欄でございますが、今後のせたがやP a yに係る持続可能な体制構築、また、区におけるさらなる支援に取り組むとともに、昨年七月にオープンしてございますが、ホームワークビレッジを拠点とした産業活性化支援、起業・創業支援をはじめとする地域経済の持続的な発展に取り組むため、このたび地域経済活性化担当の副参事を新設するというので、十月一日付の改正ということで今進めているところでございます。

本日はその内容の御報告でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 ㊿新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度推進状況）について、理事者の説明を願います。

○小泉政策企画課長 それでは、新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度推進状況）についての御報告でございます。

こちらにつきましては、本委員会のほか、四常任委員会プラス四特別委員会での併せ報告ということでございます。

まず、資料の右肩一ページ、1 主旨でございます。世田谷区基本計画に掲げます目指すべき未来の世田谷の姿の実現に向けまして、令和六年三月に、この新たな行政経営への移

行実現プランを策定いたしまして、持続可能な新たな行政経営への移行を目指す取組をこの間進めてまいりました。

このたび、プランの二年目に当たります昨年度、令和七年度の取組につきまして、決算を踏まえた効果や成果を新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度推進状況）としてまとめましたので、その御報告をするものでございます。

2の推進状況については、本編に沿って御説明をさせていただきます。

資料を進みまして、右肩の五ページをお開きください。新たな行政経営の移行の五つの到達点を、推進状況ごとに記載をしてございます。

まず、ページの上段①新たな仕組みづくりについてでございますが、行政手法の転換等により、時代に即した区民サービスを提供し、多様化するニーズに的確に対応できる体制の構築を図る取組としまして、令和七年度当初予算では一億七千八百万円を計上したところ、決算額一億七千四百万円、今年度、八年度の当初予算額といたしまして二億六千九百万円となっております。

ページ下段、②区民目線からのサービス利便性の向上についてですが、区民ニーズに対応し、便利で利用しやすい行政サービスを提供していくとともに、行政内部の事務改善を図る取組といたしまして。令和七年度当初予算で三億七千二百万円を計上いたしましたが、決算額三億三千百万円となっております。また、令和八年度につきましては四億千八百万円となっております。これらの取組を進めることで、業務時間、令和六年度と比較いたしまして約一万時間の削減につながったということで記載をさせていただいております。

続きまして、六ページでございます。ページの上段で③です。職員の時間の効果的活用でございますが、事務マニュアルやフローの整理、見直し、デジタル技術の活用などによりまして、区民サービスの維持向上を図るとともに、職員の力を効果的に活用する取組としまして、七年度当初予算で六億三千二百万円を計上いたしました。決算額では六億二千五百万円、また、八年度当初予算につきましては八億六千四百万円となっております。これらの取組を進めることで、業務時間について、六年度と比較いたしまして約二・六万時間の削減につながっております。

④業務量増に対しての効率的対応につきましてでございます。今後増加することが見込まれる行政需要に対しまして、限られた資源に着実に対応できる体制を整える取組ということで、七年度の当初予算では六千六百万円を計上し、決算額では六千九百万円、八年度

の当初予算では六千五百万円となっております。

続いて、右肩の七ページでございます。⑤組織力の向上・人材の育成（専門性の向上）でございます。組織横断的な課題や地域地区の課題に対しまして、機動的かつ柔軟に対応できる組織の在り方や、人材育成の取組といたしまして、七年度当初予算で二億一千六百万円を計上いたしました。また、決算額では二億一千百万円、八年度の当初予算では二億三千百万円となっております。

八ページ、九ページにおきましては、プランの取組、百六の取組をそれぞれ一覧でまとめてございます。後ほど御参照ください。

また、一〇ページにお進みいただきますと、今回の各プランの取組の記載例がありまして、今回はこの表の⑥、赤字で書いてございますが、令和七年度の主な実績を各項目ごとに記載をしているところでございます。

本編の右肩の一一ページから、百六のそれぞれの取組項目について記載してございます。こちらの委員会の所掌分といたしましては二十取組がございしますが、主な取組についてピックアップして御説明を申し上げたいと思います。

まず、右肩の一一ページでございますが、1－1の広報・広聴機能の強化です。外部人材の助言を踏まえまして、「区のおしらせ」の紙面構成の見直し、担当者向けガイドライン、チェックシートの活用を進めるとともに、新たな動画編集ツールの導入やノウハウの提供など、各所管部における動画作成支援を行い、区民に伝わる効果的な情報発信の実現に努めたところでございます。また、広聴機能の強化といたしまして、子ども、若年層の意見を把握するため、区民意識調査の対象拡大、また、新たに子どもの声アンケートを実施したところでございます。

ページ飛びますが、右肩の一五ページ、1－9電話催告センターの活用範囲の拡充でございます。昨年八月より、特別区民税におきましてA Iによるオートコールシステムを導入しました。督促状発送に合わせまして、自動架電による未納者への納付案内を約二万九千件実施するとともに、携帯電話のショートメッセージサービスを活用した催告についても拡充するなど、多様な手法による催告を実施することで収納率の向上を図ったところでございます。今後、電話催告センターが担う業務を改めて整理し、さらに効果的かつ効率的な事務運営を目指してまいります。

右肩の四五ページにお進みください。到達点3のページでございますが、3－1職員の人事・給与・福利事務の手法の見直しでございます。昨年二月に開設いたしました人事、

給与、福利事務や職員からの問合せに対応するサポートデスクを担う総務事務センターの対象業務を約八十業務に拡充いたしまして、本格稼働に移行したところでございます。引き続き、職員の利便性向上や関係所管の負担軽減、全庁的な事務の効率化を図りながら、内部事務に関する人的資源投入の最少化を目指してまいります。

続いて、右肩の四七ページ、3—4 過誤納金還付業務及び受電業務（一部）効率化でございす。税証明書の取得など一般的な問合せや税証明書の郵送申請の対応、口座登録業務など、業務委託の対象を拡充することで職員の時間を生み出し、税務の標準準拠システム安定稼働に向けた対応、また、より丁寧な窓口対応に取り組んだところでございます。

最後に、六五ページにお進みください。5—2 執行体制の整備と人材育成です。組織体制の強化につきまして、経験学習機会の拡充及び機動的で課題解決力の高い組織の構築を目指す提案型プロジェクトチームとして、領域の異なる十のプロジェクトに四十五名の若手職員が参加しました。また、それぞれの課題に対し精力的に取り組んだところでございます。また、新たに行政職員の力量形成ゼミを立ち上げ、三十一名の職員が参加し、協働型の学び合いを実施いたしましたところです。そのほか、キャリアサポート体制の強化といたしまして、支援ツールであるタレントマネジメントシステムを導入しまして、令和八年度から運用開始に向け準備を進めてきたところでございます。

ほかにもございますが、ちょっと時間の関係もありますので、主なところをピックアップして御説明申し上げました。引き続き、持続可能な新たな行政経営への実現に向けまして、庁内一丸となって取組を進めてまいります。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

○そのべせいや委員 先ほどの予算編成、職員定数の議論に引き続いてになりますが、効率化ですとか時間の圧縮をすることに対して、区役所として目標を掲げるということ、あるいは超長時間勤務も、業務量オーバーみたいな方々が削減を進めていきたいということについては、削減をしたいという方向性で理解をするのですが、今それなりにちょうどいい状況の方々、あるいはよく言われる話で言うと、子どもの学費を稼ぎたいので少し残業したいみたいな、むしろ長時間勤務といいますか、超過勤務にインセンティブが働いているような場合について、どのように削減をしていくのか。要は削減をすることに一人一人の職員に対してインセンティブがどう与えられるのかということについて、何かお考えがあればということをお伺いしたくて、どの業務かまでは直接言及はしないのですが、年末

に向けて、A I でやったらもうすぐできるようなことを手作業でどうにかやっているみたいな、でも、それは削減をすると削減し過ぎるからみたいな話を耳にしたことがないわけでもないのですが、削減をするメリットは区役所と区民にはあるんですが、職員という立場に立ってみると、ないんじゃないかということについてのお考えを伺いたいです。

○小泉政策企画課長 ちょっと難しい御指摘かなというふうに今私は思っています、正直、各部の細かいところまでの超勤時間ですとかはなかなか承知しかねておりますけれども、例えば全体的に、その業務の効率化とか時間の削減ということでは、この間、行経プランでは委託化を進めるですとか、今おっしゃったように、A I で、今まで手作業でやっていたところを短時間でできるとか、そういったところの工夫で、例えばその分早く帰れるようになったとか、例えば私自身もそうですけれども、前よりはちょっと休暇が取れるようになったとか、そういったメリットはあるかなと思います。

ただ、インセンティブが働くかどうかというところは、基本的にはそういったことで残業をするものではなくて、基本的にはやっぱり時間の中で仕事を効率的にいかに進めて、それでもその日に終わらせなければならぬので超勤対応で残業していただいて仕事をするというのが通例ですので、何か自分のためにお金を稼ぐというのはちょっといかがなものかというのが、私の個人的な感想ではあります。

ですけれども、今回の行経プランにおいては、先ほど申し上げたとおり、委託化を進めるとか、中でも浮いた人員を窓口業務に回すとかで、本来人間がやらなければいけない、対面でやらなければいけないところに充てていくというのがこの狙いにも入っていますので、今委員から御指摘ありましたけれども、その辺は今後もちっと見極めは必要かと思っておりますけれども、正直細かいところまではできないのかなというのは、私の個人的な感想も含めて答弁させていただきます。

○そのべせいや委員 すごく仕事が早く終わる方がいらっしゃるとすると、次に仕事が降ってくるのであれば定時までには時間をかけて仕事をしたほうが、仕事の量の面でいうとそんなに出世をしたくないとか、仮にそういう方であればそういったことも生じかねないと、現行上の人事制度でいうと理解をしているところです。早く能力の高い人が適切に評価をされて、早期に出世というか昇進をしていくのか、ないしはやりたいことができるようになっていくのか、いろいろな形があると思いますが、職員の能力が最大限発揮される組織づくりをお願いします。

○小泉政策企画課長 今おっしゃっていただいたように、私が管理職になる前の係長時代

とかも含めていろいろな上司から聞いていると、例えば超勤で残業したから仕事が遅いとか時間内に終わったから仕事ができるというわけではなくて、やっぱりそこは自分が今管理職の立場になったときに、一人一人のふだんの仕事ぶりを評価してあげるのが大事であって、残業したから偉いんじゃないくて、そこは見極めが必要だと思いますので、そういったところの差別をしてはいけないと思っていますので、今の御意見はそのとおりだというふうに受け止めました。

○大庭正明委員 今回の行経プランだけを見ていても全体の動きは分からなくて、これは令和六年にできて、訂正版ができて、半年後ぐらいにまたできてという流れでできているので、その流れを見てみると、かなり自分勝手だなと。数値目標を多くしてみたり、多くしたら、今度その次は低めにしてみたりと、それから数値目標の項目も、今回は五つあるうちの二つだったかな、全部には適用していないという形で、どちらかというと都合のいいような形になっているというか、できる範囲でこれだけやっていますよということで採点ができるような形になっているということが感想なんです。それでいいのかどうかは別として。

今回言いたいのは、先ほどの事件との関連で、やっぱり行経プランを見る中で、行経プランの目標が、D X、外部委託、利便性向上及び業務時間削減を重視しているんですよ。そりゃそうですね。その一方で、内部統制や公金管理を改革の主要な目標、評価指標として十分に位置づけていないんですよ。先ほど総務課長からコンプライアンスとかというような言葉が出ましたけれども、行経プランの中にコンプライアンスというようなところの項目というか、その評価というのはいないんですよ。

だから、進捗状況に内部統制やリスクマネジメント、コンプライアンスを独立して扱う枠組みがないので、例えば現場の職員は、一つ一つ鍵を閉めなくちゃいけないとかというよりも、そんなことをやっていったら時間が遅くなっちゃうじゃないか、早く終わらせるためには、スピード重視とまず掲げていますから、スピード重視という方向が先に立ってしまっていて、そっちのほうが多く早くできるんだったらそれでいいよねというような形で、基本の基礎のコンプライアンス、安全に仕事もきっちりやる。やった上でスピードを上げるというふうなことになっていないんですよ。

先ほど言いましたけれども、D X、外部委託、利便性向上及び業務時間削減というのが、この行経プランの中の大目標になっているわけですよ。それは、昔であれば正確に仕事をした上でのことだよというのは当たり前だったかもしれないけれども、今それでは通

用しないのかなというふうに僕は思うわけですね。前向きで前のほうばかり見ているけれども、足元はもう結構いいかげんなところでなっちゃっているから、今回の場合は公金事件として出ましたけれども、そういう事件ではなくて、いろいろな計画の遅れとか、それから全部年を越してしまうとか、締切に間に合わないとかと言っているのは、そもそもの基本的な仕事をみんなできっちりやるというコンプライアンス、そういう問題がまずできていないんじゃないかなと。まず、基礎をちゃんとしっかりやりましょうねと、それは絶対守らなくちゃいけないことですよと。みんな分かっていることだからそれは省いてやっちゃいましょうというところが、組織全体の甘えとして起きているんじゃないかというふうに、まず思うんですね。

行経プランに載っていませんから、コンプライアンスとか、仕事をしっかりまずやることが大原則ですよということを踏まえた上で、載っていませんよね。まず、そのことを確認をしたいんですけども、載せるべきだと思うんですけども、いかがですか。

○小泉政策企画課長 今、御指摘いただきましたけれども、おっしゃるとおりで、確かにコンプライアンスに関することとかは記載がございません。また、この新たな行政経営プランというところの意味合いとしては、まず区民目線による行政サービスの推進というのが大きくございます。その中で、多様な主体との連携強化ということで、委託化などを進めて、経営力とか庁内の意識改革を含めて進めていくというのが大きく二つ目でございます。また、三つ目としては、それらを勘案して、持続可能な自治体経営というのは大命題としてあるということで、この令和六年度からスタートした移行実現プランがございます。

確かに御指摘いただいたように、職員に向けたというところでは、項目としては確かに入っていないくて、例えば職員の時間の効果的活用ですとか組織力の向上という到達点の三と五、大きいタイトルではありますので、その中で今おっしゃったような観点から、行政プランにどういうふうに入れていくかというのは考えなきゃいけない部分はあるかと思いますが、具体的にどういう項目を立てていくかというところと、このプラン自体が来年度が最終年になって、また新規に令和十年からの新たなプランを策定する年に入りますので、その辺もちょっと、今日の御指摘も含めて検討ということで、御意見いただいたということで承りたいと思います。

○大庭正明委員 基本的に、やはり社会通念として、役所のお仕事というのは正確で間違いがないということできているわけですから、もちろんそれは人間がやることですから間

違いがないとは言えないけれども、やっぱりそのところが、役所の根本として正確に仕事をするということと、正確に仕事の内容を、区長、トップが仕事の内容を部下に正確に伝えていないのではないかというのが僕の疑念です。

何か付度するとか、区長はこういうふうに思っているのか、トップはこういうふうに思っているのかな、トップはこういうふうな考え方をしているのかなというような形でできているんじゃないのかなというのが、この十六年間見ていた感じで、明確に何か指示しているとは思えないんですよ。本会議答弁では指示しますとかと言っているけれども、実際にはその指示がどのように行われているのかはよく分からないような形で曖昧で、本会議場では伝わったかもしれないけれども、本会議場外では伝わっていないということ。その辺は私もずっと長く言ってきたから長々と言いませんけれども。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、最近の傾向として、仕事の伝え方、トップじゃなくても、現場での仕事の伝え方。仕事をやらせますよね。課長がいますよね。課長がちょっと君の仕事遅いんじゃないのと言うと、僕はよく分からないんですけれども、世間でそれはハラスメントに当たるとかというようなことが言われているわけですよ。非常に対人折衝、コミュニケーションの持ち方というのが非常に難しくなっているんですけれども、そういうことで、例えばこれは駄目だと昔だったら通常言えると。こんな文章を書いていたら駄目だよとか、こんな報告書じゃ駄目だよとかというふうな形で言うとハラスメントになるとかならないとかといういうことで、その辺はどうなっているんですか。ちゃんと指導できるような言語体制というか、指導体制というか、それよりも管理職がやっぱり遠慮してしまっている部分というのはあるんですか、どうなっているんですか。その辺が、僕は最近の組織体として聞きたいんですけれども。

○須藤総務部長 今おっしゃったようなところでいくと、なかなか今の若い方にどう接するのかというのは難しいと、極端なあれかもしれませんが、過剰に思っている方もいるような気がしています。昔のように、お前これをやっておけとか、あそこが駄目だということをするときに、駄目というよりは、ここはどうしてそうなったのかを職員に考えさせるということを今は優先してお話をするようにしています。どう考えて、どうしてそうなったのかということをちゃんと聞かないと、その職員がどこを理解してどこを理解していないのか分からないので、そういうことを指導していくようにということで、コミュニケーション取り方は変わってきていると思います。

ただ、やっぱり期限をしっかりと区切って、ここまでにこういうものを出してくれと、そ

の出してくれのところ、ここまでに資料を作ってくれという指示しかしない管理職と、ここまでにこういう意図があるのでこことここを入れたこういう資料を作ってくれというふうに指示する管理職と、そこにはまだやっぱり若干差があるので、先ほどちょっとお話しもしましたけれども、いろいろな研修とかそういうことも含めて管理職がやる中で、そのあたりを平準化して、きちんと指示を伝えられるような能力もつけていくように、今はちょっと研修も含めて進めさせていただいているような状況になっています。

○大庭正明委員　そのところも研究しないと、一方的にぼんと辞める若手の職員が多いということの原因の一つかもしれないので、その辺、丁寧にやっぱりやっていただければいいなということと、コンプライアンスはコンプライアンスで、それはしっかり伝えなくてはいけないことなので、これをハラスメントみたいな扱いの中にしてしまうと、もう組織のていをなさなくなってしまうと思うので、その辺の切り分けをうまく、管理職の教育というか、指導というか、サポートをしてあげてほしいなと思います。

○加藤たいき委員長　㊦「令和八年度 自治体間連携フォーラム」の開催について、理事者の説明をお願いします。

○斉藤官民連携・行政手法改革担当課長　それでは、「令和八年度 自治体間連携フォーラム」の開催について御説明いたします。

1の主旨でございます。世田谷区では、心豊かな暮らしを実現するための地方、都市との連携交流を目指し、災害時の協力協定の締結、自然エネルギーの活用を基軸とした自治体間の電力連携など、これまで具体的な取組を進めてまいりました。今後も地方、都市との連携交流について、政策面での連携を含め一層の推進を図っていくため、具体的事例の共有や首長等による意見交換の場として自治体間連携フォーラムを開催いたします。

2の開催概要です。㊧記載の日時、㊨開催場所を今年度は当区のホームワークビレッジといたしまして、一般の方にはオンラインで視聴いただくことができるようにいたします。㊩テーマを、多様な主体による持続可能な地域づくりとし、㊪①に記載の四自治体と一事業者から取組を紹介し、その後、②各首長による意見交換を行います。

㊫参加自治体および大学等については、交流自治体や自治体間連携事業に関わる自治体、区内及び近隣の大学等を予定してございます。また一般視聴者の募集も併せて行います。

二ページにお進みください。㊬周知に記載しているとおり、区ホームページ、SNS

において周知し、募集してまいります。

3の今後の予定は、記載のとおりでございます。

また、4その他につきましては、この後報告させていただきます大学学長と区長の懇談会がフォーラム翌日に開催されますので、懇談会の最後にフォーラム参加自治体も合流いたしまして、区内大学関係者や区内企業等を交えた交流の場を予定してございます。

5の過去の経過につきましては、平成二十七年度からの開催経過等を記載しております。

説明は以上でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

—————

○加藤たいき委員長 次に、㊤「令和八年度 大学学長と区長との懇談会」の開催について、理事者の説明をお願いします。

○大谷政策研究・調査課長 それでは、私からは、「令和八年度 大学学長と区長との懇談会」の開催について御報告いたします。

まず、1主旨ですが、区内、隣接を含み、十七にも上る大学の学部キャンパスがある恵まれた環境であり、大学と区との連携協働を推進するものとしております。そのため、区内大学が一堂に会し、互いに情報共有、意見交換を図り、さらなる区と大学連携の継続発展を目指す機会として、今年度も大学学長と区長との懇談会を開催いたします。

2概要です。㊦日時は、令和八年十一月五日木曜日十時からを予定しております。㊧会場ですが、こちらは池尻のホームワークビレッジにおいて行うこととしております。

㊨出席者については、記載のとおりでございます。㊩内容についてですが、今年度は「地域に開かれた大学と区民・行政との連携」をテーマに、幾つかの大学の取組事例を紹介しまして、各大学の学長等と区長との意見交換懇談を行います。参加予定大学は記載のとおりでございます。

また、過去の懇談会の内容は、二ページ目の㊪過去の学長懇談会の内容を御覧ください。

先ほどの令和八年度自治体間連携フォーラムの開催についてで御説明があったとおり、フォーラム翌日の開催ですので、懇談会が一通り終了した後、自治体間連携フォーラムの参加者に合流いただきまして、区内大学関係者や区内企業等を交えた交流も予定しており

ます。

私からは以上です。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 ㊦令和八年度都区財政調整区別算定の結果について、理事者の説明をお願いします。

○山下財政課長 令和八年度都区財政調整区別算定の結果について説明いたします。

本件につきましては、八月七日開催の都区協議会において決定されました令和八年度都区財政調整区別算定の結果についての内容でございまして、既に各議員の皆様には八月十日付でポスト投函をさせていただいているところでございますが、改めて御報告させていただくものでございます。

まず、二十三区の普通交付金の全体の状況といたしましては、固定資産税及び市町村民税法人分の増などによりまして、前年度比で増加となっております。

資料一ページの1でございます。当区の令和八年度都区財政調整の当初算定の結果でございますけれども、基準財政需要額としまして二千三百七十二億五千八百八十万六千円、基準財政収入額としまして一千七百九億四千三百十二万二千元、この差し引きであります普通交付金は六百六十三億一千五百六十八万四千元と算定されてございます。

資料二ページにお進みください。前年度の当初算定との比較をお示ししてございます。表の上段の部分、基準財政需要額について、内訳としまして、経常的経費全体では一千八百七十一億七千百万五千元、前年度との比較では八十一億六千九百三十万四千元、四・六％の増となっております。これは、高校生等医療費助成事業の新規算定などによる民生費の増などが主な要因となっております。

次に、投資的経費でございますが、五百億八千七百八十一万一千円と、前年度との比較で六十二億八千七百四十一万八千元、一四・四％の増となっております。こちらは公共施設改築工事費の臨時的な算定の増などが主な要因となっております。

経常的経費、投資的経費を合わせた基準財政需要額が合計欄Aのところになりますけれども、二千三百七十二億五千八百八十万六千円、前年度との比較で百四十四億五千六百七十二万二千元、六・五％の増となっております。

次に、その下の基準財政収入額でございますが、主なものとして、特別区税のうち特別

区民税が一千三百二十一億八千二百八十二万九千円、前年度との比較で九十三億四千五百五十二万四千円、七・六%の増となっております。一方、中段辺りにございます環境性能割交付金につきましては、税制改正によりまして廃止となったことに伴いまして、皆減となっております。

これらによりまして、基準財政収入額B欄のところになりますけれども、合計は一千七百九億四千三百十二万二千元、前年度との比較で百三十九億三千五百六十四万六千元、八・九%の増となっております。

以上の結果、差し引き不足額となりますが、普通交付金が六百六十三億一千五百六十八万四千元として交付が決定されてございます。

次に、三ページにお進みください。参考としまして、二十三区別の交付状況を添付してございます。表の右側に米印がついている部分がございしますが、港区と渋谷区が不交付となっております。一方、交付額の大きい区でございしますが、表の下の方に集中しておりまして、一番大きいところが江戸川区、二番目が足立区、三番目が練馬区、四番目が葛飾区、五番目に板橋区という順番になってございまして、世田谷区は九番目となっております。また、交付区二十一区における区別の普通交付金の交付額は、前年度と比べまして十八区が増、三区が減となっております。

表の一番右下、今回の普通交付金の特別区全体の総額としましては、一兆二千六百三十五億九千八十四万八千元となっております。特に記載はしてございませんけれども、前年度との比較でいくと、四百九十六億一千六百八十万七千元、四・一%の増でございます。

なお、当初フレームとの差で百五十一億七千四百万円ほどが算定残として残っております。今後、調整税の状況によりまして、都区間で確認したルールに基づいて再調整ということになってまいります。

私からの説明は以上でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 ◎令和八年度世田谷区民意識調査の結果について、理事者の説明を願います。

○島川広報広聴課長 令和八年度世田谷区民意識調査の結果について、まとまりましたので御報告させていただきます。

資料の右上一ページを御覧ください。1の調査目的です。区民の皆様の区政への御意見、御要望を把握し、今後の区政運営の基礎資料とすることを目的としております。

2の調査概要です。㊦対象ですが、無作為抽出しました満十五歳以上の区内在住者五千人に調査票を送付しております。㊦調査方法ですが、郵送で配布しまして、回答は郵送またはインターネットとなっております。㊦回収結果でございます。有効回収数が二千四百七十七人、回収率は四九・五％となっております。内訳は郵送回答が五七・三％、インターネット回答が四二・七％となっております。㊦調査項目につきましては十六項目となっております、下線を引いたものが、今回新たに調査項目に加えた項目となっております。

3の調査結果になります。資料二ページ目以降に、別添資料としまして概要版、一八ページ以降が本編、報告書となっておりますので、詳細は後ほど御確認いただければと思います。

4の今後のスケジュールでございます。明日、九月二日より区のホームページへの掲載、区政情報センター、区政情報コーナー、図書館で御覧いただける予定です。

説明は以上となります。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 ㊦こども性暴力防止法の施行に伴う職員の犯罪事実確認等について、理事者の説明を願います。

○宮本人事課長 こども性暴力防止法の施行に伴う職員の犯罪事実確認等について御説明いたします。

本件は、文教常任委員会との併せ報告でございます。

1主旨です。令和八年十二月二十五日に、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律、いわゆるこども性暴力防止法が施行されることに伴いまして、同法律の概要の御説明に加えて、同法律に基づき、区が実施する犯罪事実確認等の対応につきまして報告するものでございます。

2報告内容です。二ページにお進みください。まず、こども性暴力防止法の概要でございます。㊦対象事業者の範囲・区分です。対象事業者には、義務対象である学校設置者等と認定対象の民間教育保育等事業者の二つに分かれます。法令に基づきまして、児童等

に対して教育や保育等を提供する学校や認定こども園、保育所をはじめとした児童福祉施設は、本法律の義務対象となります。一方、法令に基づく届出等により実施する事業や、法令に定めのない事業、例えば放課後学童クラブや学習塾といったような事業は、あらかじめ個別に申請し、こども家庭庁からの認定を受けることによって、法律の対象となります。

㊦ 対象事業者の責務です。対象事業者には、日頃から講ずべき措置として、初犯対策、被害が疑われる事案が生じたときの防止措置、犯罪を繰り返させないための再犯対策を行うことが求められます。事業者が行うべきそれぞれの措置の内容は記載のとおりですが、右下にございます再犯対策に記載の特定性犯罪前科の有無の確認、こちら犯罪事実確認と言っておりますけれども、これにつきましては、三ページにて御説明をいたします。

三ページを御覧ください。犯罪事実確認についてです。対象施設において、子どもと接する職員等については、法施行日、令和八年十二月二十五日以降に採用する場合や、人事異動にて着任する場合のほか、現職者についても、資料上部に記載のございます確認の対象となる性犯罪、特定性犯罪前科の確認をする必要がございます。

㊧ の対象従事者です。犯罪事実確認を行う従事者ですが、教職員や保育士といった子どもと常に接する職種は一律に対象になります。一方で、事務や栄養士など、業務内容によって子どもと継続的に接する可能性のある職種については、職種をもって一律に対象とすることはせず、その下にございます①から③に掲げます支配性、継続性、閉鎖性の三要素を全て満たすと判断される場合に限り対象といたします。また、常勤職員や会計年度任用職員、有償無償のボランティアなど雇用形態の違いや雇用契約の有無などは問わないほか、人材派遣や委託契約によって現場で従事する方についても、三要件を満たせば対象となります。

㊨ 犯罪事実確認のタイミングでございます。法施行日、令和八年十二月二十五日以降の新規採用者については、原則として着任日までに確認をする必要があります。一方で、令和九年四月一日付の横転者を含む現職者の確認時期につきましては、原則施行後三年以内の確認が求められておりまして、今後こども家庭庁が各自治体にその日程を割り当てることとなっております。

なお、一度確認を受けた者についても、五年ごとに再度確認する必要があります。

右側に行きまして、㊩ の区職員に特定性犯罪事実が確認された場合です。この場合は、防止措置として、該当職員を子どもに接する業務に就かせないことが求められます。

新規採用者であれば、選考段階で本人に性犯罪前科の有無を申告させ、その後、確認の結果、虚偽の申告であったことが判明した場合には、内定の取消しを考えております。現職者の前科が確認された場合には、子どもと接する業務には就かせられなくなりますので、そうした業務のないような職務内容の限定、また人事異動を行うことが考えられます。

なお、特定性犯罪事実を確認した場合に、直ちにこのような措置が求められることになるものの、こうした措置は決定まで多少なりとも時間を要する可能性もございます。その場合は、決定までの間、該当者を一時的に在宅勤務させることなどが考えられます。

㊦今後のスケジュールです。法施行までに、現職者に対し制度周知や研修を実施するほか、採用選考の受験者に対して、先ほど申し上げた犯罪事実確認の流れなどを周知いたします。本年十二月二十五日の法施行以降は、まず新規採用者に対して犯罪事実確認を行っていくとともに、横転者を含む現職者については法律の施行から三年以内、すなわち令和十一年十二月二十四日までに行う必要があります。これは、こども家庭庁から示されるスケジュールに基づき実施してまいります。

報告は以上です。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

○くろだあいこ委員 御説明ありがとうございます。区の対象従事者というところでちょっと分からないところがあったんですけども、例えば児童館であったりとか、新BOP学童クラブの方々も区の職員がいらっしゃると思うんですけども、こちらは対象事業者として義務対象じゃないから区はやらないのか、ちゃんとやってくれるのかどうかを伺いたいです。

○宮本人事課長 まず、義務対象ではないですけども、認定対象というふうに書いてございますが、これはこども家庭庁が、認定ではあるけれども、なるべく取ってほしいということを言っておりますので、区としては認定事業として申請をする予定です。

○くろだあいこ委員 それでは、区が、区職員で児童館の職員であったりとか、新BOP学童クラブの職員の方々、そこで雇用するアルバイトだったりとか、いろんな雇用形態があると思うんですけども、その方々もこの犯罪事実確認の対象となるという認識でよろしいでしょうか。

○宮本人事課長 そのとおりです。

○くろだあいこ委員 ちょっと安心しました。

あとは、対象従事者の中で三要件というものがあると思うんですけども、これを考え

たときに、例えば学校のほうで採用していたりする川場村の移動教室のアルバイトの方とかもいらっしゃったりすると思うんです。この場合、継続性みたいなところがちょっと当たりづらいのかなと思ったりもしまして、それでも、川場村の移動教室のアルバイトで来ている方がちょっと不安だったというような声も聞いたことがあるんです。そういうふうに紛れ込んできてしまう可能性もあるというところがあって、そこも事実確認はしっかり行っていただきたいなと思うんですけれども、この場合どうでしょうか。すごく細かいことを聞いて申し訳ないんですけれども。

○宮本人事課長 まず、先ほどの支配性、継続性、閉鎖性というところで、今、委員がおっしゃったのは継続性がどうなのかというところだとは思いますが、それにつきましては、まず事業を実施している所管課のほうで、その内容ですとか、処分の内容をしっかりと確認していただき、そこで疑義があるのであれば確認をすることになるとは思いますが、ただ、なかなか非常にセンシティブな内容を確認するわけなので、それじゃなくても、そのほかに、まず閉鎖性にさせない、それを複数人で見るようにするとか、そういった工夫はできると思いますので、そういったところとの兼ね合いになるのかなというふうに思います。

○くろだあいこ委員 ちょっと所管が多分教育委員会のほうになると思うので、この川場村の移動教室のアルバイトの方とかに関してはそっちに聞くしかないかなとは思いますが、やっぱり子どもと接するところというので、川場村の移動教室みたいな本当に宿泊を伴うような内容で、そこに参加する人が、一応これから始まるというところがあると思うんですけれども、これから始まるものがすり抜けてしまうみたいなことがないようにしていただきたいなと思っていまして、各所管課が判断することというところはあるかもしれないんですけれども、人事課のほうでもちょっとしっかり目配せしていただいて、本当にこの要件だけでいいのかというのを、ちょっと心配なところがあったので確認していただきたいなと思いました。ありがとうございます。

○羽田圭二委員 今回、法律そのものが制定されたということで、もともと子どもを守るという観点から成立をした法だということなんですけれども、一方、施行されるまでにまだ時間が少しだけあるということなんですけれども、その際にもかなり懸念といいますか、これを施行するということについて、いろいろな角度から懸念されている点も幾つかあると思うんですね。その辺の認識を、まず最初にお聞きしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○宮本人事課長 まず、犯罪事実確認をするということで、すごくセンシティブな内容を区が確認をするということで、区側の情報管理というのは適切にしなければならないというところと、仮に犯罪歴があった場合に、子どもと接する業務に就かせられないというところがありますので、その職員をどのように、年度途中の人事異動とかという可能性もございまして、周りに分からないように、人権に配慮しながらこれをしていくかというところは考えているところでございます。

○羽田圭二委員 今言われているように、個人情報ですよ。極めて重要なというか、本来は非公開だったわけですよ。その前科情報が、関係機関だとか、それから民間といいますか、その事業者の下に取り扱われるということなんですから、そういう意味ではかなり情報管理といいますか、それを徹底されなくてはならないということだと思うんですね。そこはしっかりやっていただかなければならないと。今そういうふうに答えていたかとは思います。

それから、犯罪人名簿というのは区が保管しているものなのかということなんですね。区が保管しているか。

○宮本人事課長 これまでの個人の職員の犯歴ということでしょうか。

○羽田圭二委員 前科情報というのは住民ですね、あくまでも。職員ではないです。住民の情報を管理しているかどうかです。

○宮本人事課長 失礼いたしました。住民の前科情報を区は特定管理はしていません。

○羽田圭二委員 犯罪人名簿というのは市区町村が持っているんじゃないんですか。これは選挙人名簿とかそれとは全く別にあるかと思いますが、その名簿自体、犯罪人名簿自体は、区は持っているのではないのでしょうか。

○宮本人事課長 大変失礼しました。戸籍ですとか、委員おっしゃるように、選挙のときに選挙権があるかどうかということで調べる情報は持っているところではありますが、だからといって、そういった情報をこの事業に対して部門間で提供し合うというのは禁じられております

○羽田圭二委員 分かりました。それで、先ほどもこれはたしか一定程度答えているんですけども、要するに、最終的に配置転換だとか在宅勤務だとか、そういうことになる可能性があるわけですよ。それで、ある意味では、その方にとっては不利益になるわけです。過去に犯罪を犯したからそれは当然だとかいう言い方もあるかもしれませんが、そういうことではなくて、実際には、例えば今まで働いていたところから別なところ

に行くだとか、あるいはしばらくの間は家にいてくださいみたいなことになるわけですから、そういう不利益が生じるということも認識しているということですね。

○宮本人事課長 おっしゃるとおりです。措置が決まるまでそういった状況になるというところにつきましても、不利益な状況ではあると認識をしております

○羽田圭二委員 要するに、この間ずっと議論になっていますけれども、社会復帰だとか、あと更生だとか、そういったこともかなりもう一方で力を入れてきていることであると思うんですね。ですから、そういった視点も見失うことなく、今回の法律は法律としてそれは施行されていくかと思えますけれども、その点も含めて、これは意見として申し上げておきます。

○そのべせいや委員 二〇一七年に週刊誌で世田谷区内の新BOP学童クラブで小児性愛者が働いていたというのが実際に報道されて、今、都議会議員をされている風間さんが取り上げられたり、議事録でもしているんですけども、世田谷区も他山の石ではないんだろうなと理解をしているところですが、犯罪事実確認について、確認の後、結果、いつのタイミングで実施ができたのか、また対象者数、該当者数みたいな結果について公表ができる類いのものなのか、それとも、もう犯罪歴というと高度な個人情報になりますので、一切こういった場でも言及がないのか、それだけ確認させてください。

○宮本人事課長 まず、犯罪事実確認書に記載の内容については、法律で公表を禁じられておりまして、そのため、犯罪事実の確認の結果は個人名を伏せれば自由にできるというわけではなくて、こども家庭庁によれば、性犯罪の有無は性犯罪がない場合であっても開示してはならない、保護者から問合せがあっても開示してはいけないというふうにガイドラインでされております。なので、個人名を除けば公表してよいということではなくて、犯罪事実の有無に関するものは、たとえ人数ですとか職種であっても不可でございます。

ただ、犯罪事実確認をしましたという、確認しましたという事実については公表できる、開示ができるということでございます。

○大庭正明委員 事件を起こしたときというのは報道されますよね。ということは、その記録を、例えば十年前の新聞を見たら出ていたよと、この人ってこの人じゃないのかという類推というのは簡単に、十年刑があるのか、五年の刑なのか分かりませんが、それで分かっちゃうということになりますよね。社会的には、一般的に。あなた方は絶対無理というか、一切出さないといっても、報道機関がそういうことを報道すれば、それちゃんと刑が確定するなりなんなりするということまで報道されれば、その人のことは情

報を集めようと思えば集められる状況にはありますよねということですが、それはそれで仕方がないことなんでしょうか。

○宮本人事課長 あくまでも区としては公表しない。事実確認については、確認したという事実はあっても、類推される場合においても公表はいたしません。

○加藤たいき委員長 ㊦世田谷区債権管理重点プラン（令和六～九年度）の推移推進状況について、理事者の説明をお願いします。

○三平納税課長 それでは、世田谷区債権管理重点プラン（令和六～九年度）の推移推進状況について御説明させていただきます。

なお、本件は五常任委員会及び子ども・若者施策推進特別委員会の併せ報告でございます。

それでは、資料右上のページ番号、一ページを御覧ください。1の主旨についてでございます。区では、世田谷区債権管理重点プラン（令和六～九年度）を策定し、収納率の向上と収入未済額の縮減に取り組んでまいりました。このたび、令和七年度における実績が確定いたしましたので、推進状況として取りまとめ、御報告するものでございます。

次に、2の債権管理重点プラン（令和六～九年度）の基本的な考え方についてでございます。本プランは、記載のとおり、五つの基本的な考え方を柱としておりまして、プランに基づき各取組を実施してございます。

次に、3の令和七年度における区全体の債権の概況でございます。令和七年度における収入未済額の合計は、令和三年度を基準年とすると約三・二％増加してございます。令和三年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消費抑制や定額給付金の支給、減免・徴収猶予特例制度などの活用などにより、収入未済額の合計は大幅に縮減しておりますが、令和四年度以降につきましては、区民生活がコロナ禍前の消費活動を取り戻しつつあったことや、物価高騰による影響等から、増加傾向となっております。令和七年度につきましては前年度から約一億円増加し、未済額の合計は約九十六億四千万円となっております。区といたしましては、八年度においても現年分徴収の徹底や滞納整理の取組の強化に取り組んでまいります。

続きまして、資料の二ページ目を御覧ください。4の令和七年度の主な取組実績でございます。令和六年度から引き続き債権を管理する所管課では、納付義務者の個々の状況に応じた丁寧な対応に努めてまいりました。具体的には、㊧の債権管理所管課に対するサ

ポートの拡充として、各所管課が相談できる債権管理に特化した法律相談の実施や、㊦の令和七年四月から生活困窮者等に対する必要な支援への連携の仕組みの運用を開始するなどの取組を進めてまいりました。

次に、5 今後の主な取組みでございます。㊧徴収体制の強化に向けた取組といたしまして、収納率の向上につながる効率的な体制の構築に向け、今年度、他自治体における債権管理の一元化の導入について、二十三区の導入自治体等に調査を行ったところ、特別区民税と国民健康保険料の制度の違いへの対応が難しいというようなことから、一元化の導入後に一元化を解消した事例や、一元化の導入を見送った事例がありました。こうした事例を踏まえると、当区において一元化については収納率や体制面での課題が多いため慎重な検討が必要であり、引き続き、一元化に関する調査を継続するとともに、効率的かつ効果的な債権管理体制の在り方についての検討を進めていくこととしてございます。

また、㊨生活困窮者等に対する必要な支援への連携といたしまして、資力や生活状況等を共有することへの本人同意に対する生活困窮者の心理的な抵抗感を拭うべく、引き続き、関係所管における勉強会の実施等を行うことで、当該連携の仕組みのさらなる活用に向けた取組を推進し、相談者一人一人に寄り添った丁寧な対応を継続していくこととしております。

なお、令和八年八月十九日時点での同意書取得案件は六件となっております。

次に、資料の三ページ目を御覧ください。6 の債権管理重点プラン（令和六～九年度）に掲げる九債権の各取組みについてでございます。プランにおいて重点的に取り組むべき債権として、九つの債権を対象としてございます。対象九債権の収入未済額合計は、区が保有する債権全体の収入未済の推移とほぼ同様の状況となっております。

令和七年度の収入未済額の合計は、令和三年度を基準年とすると約二・九%の増加となっております。令和七年度は一部の債権で収入未済額が減少したものの、対象九債権全体では前年度から約一億円増加し、未済額の合計は約九十二億三千万円となっております。区といたしましては、引き続き、八年度においても現年分徴収の徹底や滞納整理に取り組んでまいります。

次に、7 の今後の主なスケジュールとして、今月中旬にホームページ等により公表することを予定してございます。

その後の四ページ目以降は、ただいま説明してまいりました内容の詳細のほか、九債権の個別の債権管理の取組に係る収納の現況、目標及び実績、さらに令和七年度実績に対す

る評価などの詳細を記載しておりますので、後ほど御確認いただけますと幸いです。

御説明は以上でございます。

○加藤たいき委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○大庭正明委員 納税義務というのはお願いじゃなくて、最終的には強制的なものなわけですね。いろいろな緩和というか猶予のあれはあってもね。それで、区民からすると召し上げられたお金なわけです、公金というのは。それで、その公金を使って事業を公務員の皆さんにお願いしている、役所がやっているわけですから、行政は期間とかそういうのがちゃんと守られるように、いつまでも、例えば先般行われた道路の問題も、行政代執行、何年も続けて話合いをしていなくて、放置したままでやっているというのは、予算をつけたから、今年、行政代執行の予算つけたので話合いが折れたというか、通るようになったということもあるわけだから、そのところは、住民と衝突するのが嫌なのか、また、住民の反対運動が起きるのが嫌なのか分かりませんが、嫌われないためにそういうことをしたくないような形で事業の執行がいつまでもだらだらと遅れることというのは不公平だと思うんですね。

やっぱり税金だって、それはいろいろ事情があって払えないとか、払いたくないとか言っている人もいるけれども、それは一切考慮されずに、強制執行で持ってかれちゃうわけですから、ある意味、それで得たお金で町を守り、町を豊かにし、いろんな意味で安全とか、そういうことに行政はお金を使うという目的でそれをやっているわけですから、そういう計画が遅れましたとか、そういうことのないように、何か保坂区政になってから何でもかんでも遅れるとか、もう止まっちゃうとか、そこからなかなか進行しないとかということが多く感じるので、納税の仕組みというか、納税の恐ろしさというか、取られるほうからすると一切合切持っていかれてしまうわけです。理由もあまり通じなくてね。その辺のところのアンバランスをなくすような行政にしていきたいですね、要望です。

○坂本みえこ委員 生活困窮者等に対する必要な支援への連携というのがとても大切だと思うんですけども、二ページ目に書いてある4の㊦で、情報共有に係る本人同意書の取得に至った案件は二件であったというふうに書かれていて、その下の5の㊧のところでは、次のページ、令和八年八月十九日までの同意書取得案件は六件となっていて、これは違うことを意味しているのかということが一つ。

あと、支援窓口を案内する個別的な対応をしたのが二百九十二件となっているんですね。

れども、この二百九十二件の中で、個別的な対応でこういう窓口を紹介しましたということによって収納率が上がったとか、そういうことにつながっているのかどうかというのをお聞きします。

○三平納税課長 御質問に御回答させていただきます。まず、資料に記載のある㊦の二件と㊧の六件の違いにつきましては、㊦の二件は令和七年度中の実績となっておりまして、令和七年度が実績二件ということで件数が少なかったもので、八年度といたしましては、この取組の活用を一層進めるために、各課の連携の強化を図ってまいります。その結果、現段階で六件ということで、件数が上昇傾向にあるというところでございます。

あと、もう一点の御質問の窓口を案内した二百九十二件につきましては、主に納税課の窓口や保険料収納課の窓口で、生活に困っている生活困窮者の方がいらっしゃったという場合におきまして、まずは同意書を取得して連携して支援をさせていただくような御案内をさせていただくんですけれども、どうしても同意書取得に抵抗感があるというような場合につきましては、同意書を取得せずにはありますけれども、例えばぷらっとホーム世田谷であったりとか、生活支援課等の生活再建の所管を御案内しているというところでございます。誠に申し訳ないんですけれども、御案内した二百九十二件から収納にどうつながったかというところにつきましては、追い切れていない状況でございます。

○加藤たいき委員長 次に、㊨その他ですが、ほかに区側から報告事項はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 なければ以上で報告事項を終わります。

○加藤たいき委員長 次に、2 協議事項に入ります。

㊩次回委員会の開催についてですが、外郭団体の報告を聴取するための委員会を、明日、九月二日水曜日午前十時から開催しますので、よろしくお願いいたします。

以上で協議事項を終わります。

○加藤たいき委員長 そのほか何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤たいき委員長 以上で本日の企画総務常任委員会を散会いたします。

午後一時三十七分散会
